

第一期中期目標に係る事業報告書

平成21年8月

独立行政法人奄美群島振興開発基金

目 次

はじめに

I 近年の奄美群島の経済状況	2
II 中期目標期間の業務実績の概要	2
III 業務運営報告	6
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	6
1 業務運営体制の効率化	6
2 一般管理費の削減	13
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	18
1 保証業務	18
(1) 事務処理の迅速化	18
(2) 適切な保証条件の設定	20
2 融資業務	24
(1) 事務処理の迅速化	24
(2) 適切な貸付条件の設定	26
3 保証業務、融資業務共通事項	28
(1) 利用者に対する情報提供	28
(2) 利用者ニーズの把握及び業務への反映	31
第3 予算、収支計画及び資金計画	33
(1) 財務内容の改善	33
(2) 予算	40
(3) 収支計画	40
(4) 資金計画	40
第4 短期借入金の限度額	44
第5 重要な財産の譲渡等の計画（該当なし）	
第6 剰余金の使途（該当なし）	
第7 施設及び設備に関する計画（該当なし）	
第8 人事に関する計画	45
第9 その他業務運営に関する重要事項	46
IV その他	47
V 奄美群島の概要	48
別紙1	49
別紙2	50
別紙3	51

はじめに

独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「奄美基金」という。）は、中期目標期間（平成16年10月から平成21年3月まで）が終了したこと、また、奄美基金の根拠法である奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）（以下、「奄美法」という。）は時限法であり、奄美法の期限は平成20年度末（平成21年3月31日）となっていたが、平成21年の通常国会において奄美法の一部改正案が審議・可決され、期限が平成25年度末（平成26年3月31日）となったことに伴い、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針（平成14年2月1日国土交通省独立行政法人評価委員会決定）の規定に基づき、奄美基金の中期目標に係る業務実績報告書を以下のとおり作成した。

I 近年の奄美群島の経済状況

奄美群島の総生産額は、平成18年度3,424億円となっているが、これを主な産業で見ると、サービス業772億円、建設業314億円、卸・小売業252億円、農林水産業186億円、製造業162億円の順となっている。この総生産額は、平成12年度の3,521億円から97億円減少（△2.8%）しており微減傾向である。特に、建設業△136億円、卸・小売業△36億円の影響が大きい。これは、公共工事の減少に伴う建設業の不振、大手資本の進出等による小売業者の事業者数や売上の減少などに起因している。また、高校生（平成20年3月卒業）の群島内就職率が約8%（鹿児島県内の県内就職率：約51%）となっているなど若年層を中心として人口は依然流出（群島内人口：205千人（S30）→126千人（H17））を続けている。

一方、農業の基幹作物であるさとうきびは台風、干ばつ等の災害に強い品種改良や農地整備の改善による収穫の機械化（ハーベスター）等により増産傾向（平成19/20年の生産量：469千トﾝ／前年比18.5%／10年ぶりに450千トﾝ越え）にあり、今年は500千トﾝ越えが確実となり、また、認定農業者が着実に増加（1,316人（平成19年12月末）→1,376人（平成20年12月末））するなど農業の総生産額は増加している（17年度147億円→18年度161億円（+14億円））

また、国内の陸地で皆既日食が観察できるのは1963年（昭和38年）以来、46年ぶりとなる今世紀最大の皆既日食が今年の7月22日（奄美大島の北部と喜界島）に観測され、奄美をPRする絶好の機会となっているところである。

このような経済状況において、今年5月に奄美群島振興開発審議会において改正奄美法の基本方針が承認され、現在、今年度から25年度までの5カ年を計画期間とする新たな奄美群島振興開発計画を地元が中心となり策定しているところであり、特に今後雇用機会の拡大を図るため、産業振興の重点分野を「農業」「観光」「情報通信」の3分野とし、各種事業を実施することとしている。

II 中期目標期間の業務実績の概要

奄美基金の第一期中期目標期間の業務実績の概要は以下のとおりである。

報告書 ページ	第一期中期計画	業務実績概要
6	<p>1. 業務運営の効率化</p> <ul style="list-style-type: none">○ 独法化時点で2名の定員削減○ 債権管理の強化に資する組織体制・人員配置の見直し○ 理事長以下を構成員とする審査委員会の活用○ 民間金融機関との統一電子フォーマットを採用	<ul style="list-style-type: none">○ 独法化時点で23名→21名とし2名の削減。○ 審査を行う業務課に期中債権管理業務を移管し、管理課は長期延滞債権を集中管理。○ 保証及び審査の全案件を審議（保証：722件、融資：669件）○ 民間金融機関から保証付き融資の情報を毎月、電子ファイルにより報告。更に本部が本土にある金融機関においては電子メールにて受

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部の研修プログラムを活用した職員の研修を実施 ○ 評価・点検チームを設置し、自己評価を実施、評価結果を業務に反映 ○ 一般管理費の対15年度比で13%削減（給与、諸手当の見直し等） 人件費については対17年度比で3%削減 	<p>領。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 顧問弁護士との判例に基づいた債権回収の方法、中小企業大学の財務分析、通信講座（財務、税務、債権管理・回収等）の研修等を実施。 ○ 理事、各課課長等で構成している評価・点検チームにおいて、年度計画の進捗状況、組織・機構の問題点等について協議し、結果を役員へ報告。 ○ 一般管理費 285百万円（15計画）→ 224百万円（20実績） （△62百万円／△21.7%） ○ 人件費 152百万円（17実績）→131百万円（20実績） （△21百万円／△14.0%） 																				
18	<p>2. 業務の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保証業務 標準処理期間（6日）内に案件の8割以上を処理するため、審査能力の向上、関係金融機関との情報交換、中小企業信用情報データベースシステムの活用等政策金融としての役割、保証リスク、資金需要等を勘案して保証条件を設定 ○ 融資業務 標準処理期間（9日）内に案件の8割以上を処理するため、審査能力の向上、関係金融機関との情報交換、中小企業信用情報データベースシステムの活用等政策金融としての役割、貸付リスク、資金需要等を勘案して貸付条件を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 標準処理期間内に処理した割合 <table border="1" data-bbox="874 869 1476 958"> <thead> <tr> <th>⑯</th> <th>⑰</th> <th>⑱</th> <th>⑲</th> <th>⑳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>88.2%</td> <td>85.7%</td> <td>87.5%</td> <td>81.4%</td> <td>91.0%</td> </tr> </tbody> </table> ○ 外部研修等による審査能力の向上、関係金融機関との事業者の業況及び利用者の動向について情報交換、奄美基金主催の「保証業務関係者会議」（構成員：金融機関、商工会等）の開催による意見交換、保証申込の全案件についてCRDによる財務諸表の分析・スコアリング、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月閣議決定）等を踏まえた民間金融機関との適切なリスク分担、モラルハザード防止の観点から一般保証の組合等に係る限度額を引き下げ（4億円→2.3億円） ○ 標準処理期間内に処理した割合 <table border="1" data-bbox="874 1496 1476 1585"> <thead> <tr> <th>⑯</th> <th>⑰</th> <th>⑱</th> <th>⑲</th> <th>⑳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>92.9%</td> <td>92.4%</td> <td>89.1%</td> <td>96.9%</td> <td>92.6%</td> </tr> </tbody> </table> ○ 外部研修等による審査能力の向上、関係金融機関との事業者の業況及び利用者の動向について情報交換、奄美基金主催の「融資業務関係者会議」（構成員：市町村担当者、商工会等）の開催による意見交換、融資申込の全案件についてCRDによる財務諸表の分析・スコアリング、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月閣議決定）等を踏まえた融資メニューの重点化等（平成21年度以降の奄美群島の振興において重要と位置づけられる産業向け資金への特化） 	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	88.2%	85.7%	87.5%	81.4%	91.0%	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	92.9%	92.4%	89.1%	96.9%	92.6%
⑯	⑰	⑱	⑲	⑳																		
88.2%	85.7%	87.5%	81.4%	91.0%																		
⑯	⑰	⑱	⑲	⑳																		
92.9%	92.4%	89.1%	96.9%	92.6%																		

	<p>○ 共通事項</p> <p>ホームページ、窓口、地元市町村広報誌等を活用した情報提供の実施</p> <p>定期的なアンケート調査の実施、ホームページを活用した電子メールでの意見・質問の受け付け、その結果を業務への反映</p>	<p>○ ホームページ、窓口等を活用して、業務概要、業務方法書や財務諸表等奄美基金の財務内容に関する情報を提供。これらの情報については、発表と同日中に窓口に備え付けるとともに、ホームページへ迅速に掲載。融資メニュー等について地元市町村広報誌へ掲載。</p>																				
33	<p>3. 財務内容の改善</p> <p>○ 累積欠損金の解消に向け、審査の厳格化、金融機関との責任分担、期中管理の徹底、求償権（延滞債権）の回収に努め、リスク管理債権割合を15年度実績以下に抑制（保証：29.6%、融資：42.7%）</p>	<p>○ 保証業務のリスク管理債権割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>⑯</th> <th>⑰</th> <th>⑱</th> <th>⑲</th> <th>⑳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31.7%</td> <td>38.6%</td> <td>39.4%</td> <td>41.8%</td> <td>46.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 債権管理体制の強化、分掌事務・人員配置の見直し、債務者区分に応じた管理・回収方策の立案、金融機関と協調し事業者の経営・再生支援を行う等その抑制に努めた。</p> <p>これらの取組みや再生支援の効果による債権の正常化が図られたこと、回収不能となった求償権の償却処理を実施したこと等から、リスク管理債権の減少に一定の効果はあったものの、経済環境の悪化、特に建設業・小売業の売上不振を受けて新規リスク管理債権の発生が増加したこと等から計画達成に至っていない。</p> <p>○ 融資業務のリスク管理債権割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>⑯</th> <th>⑰</th> <th>⑱</th> <th>⑲</th> <th>⑳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>43.9%</td> <td>46.3%</td> <td>44.8%</td> <td>44.5%</td> <td>46.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 債権管理体制の強化、分掌事務・人員配置の見直し、債務者区分に応じた管理・回収方策の立案、金融機関と協調し事業者の経営・再生支援を行う等その抑制に努めた。</p> <p>これらの取組みや再生支援の効果による債権の正常化が図られたこと、回収不能となった貸付金の償却処理を実施したこと等から、リスク管理債権の減少に一定の効果はあったものの、大島紬業の長引く業況低迷、製造業・小売業の売上不振を受けて新規リスク管理債権の発生が増加したこと等から計画達成に至っていない。</p>	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	31.7%	38.6%	39.4%	41.8%	46.7%	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	43.9%	46.3%	44.8%	44.5%	46.2%
⑯	⑰	⑱	⑲	⑳																		
31.7%	38.6%	39.4%	41.8%	46.7%																		
⑯	⑰	⑱	⑲	⑳																		
43.9%	46.3%	44.8%	44.5%	46.2%																		
44	<p>4. 短期借入金の状況（限度：5.1億円）</p>	<p>○ 短期借入金の実績（億円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>⑯</th> <th>⑰</th> <th>⑱</th> <th>⑲</th> <th>⑳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.2</td> <td>0.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	0.2	0.1	—	—	—										
⑯	⑰	⑱	⑲	⑳																		
0.2	0.1	—	—	—																		
—	<p>5. 重要な財産の譲渡等</p>	<p>該当なし</p>																				
—	<p>6. 剰余金の使途</p>	<p>該当なし</p>																				
—	<p>7. 施設及び設備に関する計画</p>	<p>該当なし</p>																				

45	<p>8. 人事に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 目標管理や評価基準の明確化、勤務成績及び法人の業務実績の給与手当への反映、能力、資質に応じた人事配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月作成する定例会資料(年度計画と実績状況等)を各職員へ配布し、事業の進捗状況に関する情報を共有することで組織全体による目標を管理。また、職員の評価にあたっては各課長の評価、役員の評価等段階的評価を実施。 ○ 個々の職員の勤務成績を給与等へ反映(評価による昇給延伸を措置)。 ○ 独法化時点で審査業務と期中管理業務を併せて行う業務課に管理事務に精通した職員を配置する等職員能力に応じた人事配置を実施。また、更なる債権管理体制の強化を図るため、期中管理を管理課から審査業務を担当する業務課へ全面的に移管し、債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行等リスク管理債権の抑制に努めるため分掌事務・人員配置を見直し。
46	<p>9. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出資業務の廃止に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保証及び融資業務の関係者会議等で平成17年度末にて出資業務を廃止する旨周知。

Ⅲ 業務運営報告

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営体制の効率化

(中期目標)

独立行政法人化時点において、事業規模に応じた定員削減を行うほか、審査、債権管理、回収等の一連の業務が効率的かつ効果的に遂行されるよう、組織体制・人員配置の見直しを行う。

あわせて、電算化の推進等によりコスト削減を進める。

また、金融機関としての質的向上を図るため、職員の能力向上に努める。

さらに、保証業務及び融資業務に係る自己評価を実施し、業務運営に反映させる。

(中期計画)

独立行政法人化時点で2名の定員削減を行う。また、審査部門と期中債権管理部門を一元化するとともに、長期延滞債権、法的手続きによる回収が必要な債権など、特別に管理を行うことが必要な債権を集中して管理する体制に改める等、債権管理の強化に資する効率的な業務運営体制に向けて、組織体制・人員配置の見直しを行う。

審査の厳格化を図る観点からは、理事長以下を構成員とする審査委員会の活用を図る。

あわせて、コスト削減を図る観点から、民間金融機関との情報共有に際して統一電子フォーマットを採用する。

また、金融機関としての質的向上を図るため、外部の研修プログラム等を活用した職員の研修を行う。

さらに、奄美群島振興における奄美基金の役割等を踏まえながら、奄美基金内部に横断的な業務の評価・点検チーム（各課からメンバーを参集、月1回以上の開催）を設置する等体制整備を行い、必要に応じて有識者を活用しつつ、自己評価を行い、評価結果を業務運営に反映させる。

(ア) 実績値及び取組み

- 平成16年10月の独立行政法人の発足とともに計画に沿った定員削減及び組織の再編を行い、特に債権管理面における業務運営体制の効率化を図った。

- 定員削減の状況

23名→21名（△2名）

- 審査を行う業務課に保証、融資時以後継続して管理を行うため期中債権管理業務を追加し、従来の管理課は長期にわたる督促交渉及び法的手続き処理を要する長期延滞債権等を集中管理することとしたほか人員配置の見直しを行った。

- 保証及び融資の利用者にかかる経営及び再生支援を行うため「事業者再生支援委員会」を平成19年6月1日に設置し、事業者の経営維持・安定、事業再生を積極的に支援する体制を整備した。

再生支援リストアップ先	結果及び主な取組内容等
29事業者	<p>【20事業年度末における結果】</p> <p>9事業者の債務者区分がランクアップした</p> <p>(取組内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的なモニタリングを踏まえた経営指導（遊休資産の処分による有利子負債の圧縮、不採算部門の整理及び販売管理

	費等の見直しによる経費削減への助言等)を行った ・ 条件緩和、他行との協調融資等の金融措置による資金繰りの安定化を図った
--	---

- 更なる債権管理体制の強化を図るため、平成19年7月から期中管理を管理課から審査業務を担当する業務課へ全面的に移管し、分掌事務・人員配置の見直し、債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行、金融機関と協調し事業者の経営・再生支援等を行う等リスク管理債権の抑制に努めた。

	独法前(A)	独法後(B)	B-A	21年3月
総務企画課	6名	6名	0名	5名
業務課	3名	5名	+2名	7名
管理課	10名	8名	△2名	4名
出先事務所	2名	2名	0名	2名

- 効率的な業務の実施を図るため、組織体制・人員配置について役員会で協議を行い、人事異動等への反映を行った。
- 審査の厳格化を図る観点から、全案件を審査委員会（構成員：理事長、理事、課長等）で審議した。

	16事業年度	17事業年度	18事業年度	19事業年度	20事業年度
審議案件	保証：93件	保証：149件	保証：177件	保証：182件	保証：121件
	融資：87件	融資：169件	融資：166件	融資：134件	融資：113件
	合計：180件	合計：318件	合計：343件	合計：316件	合計：234件

※ 16事業年度は16年10月から17年3月までの実績である。

- 効率的な業務運営に資するため、引き続き、地元金融機関から保証付融資の情報を毎月、電子ファイルにより報告を受け、電算入力事務の省力化と延滞保証債務の早期把握・解消に活用した。また、地元金融機関以外の民間金融機関（鹿児島銀行及び南日本銀行）についても、電子ファイルにより報告を受けることとし、電算入力事務にかかる一層の省力化及び期中管理事務の強化に努めた。

また、平成19年11月からの責任共有制度の導入に伴い、金融機関毎の保証付融資残高や代位弁済額、代位弁済後に奄美基金において回収した額などについて、各金融機関と互いに報告及び確認を行う必要があることから、電子メールによる報告方式とするなど改善に努めた。

- 職員の資質向上を図るため、各事業年度において外部機関の研修を行った。
また、研修結果については資料及びレポート等により各課職員への周知を行った。

	主な研修内容
16事業年度 (2名)	○ 顧問弁護士との判例に基づいた債権回収の方法等 ・ 研修日：平成17年1月17日(月) ・ テーマ：破産事件、民事再生事件に係る債務者について具体例による検証

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受研者：業務課、管理課各 1 名
17事業年度 (7名)	<ul style="list-style-type: none"> ① 公社債基礎研修プログラム <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修日：平成17年4月19日（火）～22日（金） ・ テーマ：公社債の知識習得及び運用等について ・ 受研者：総務企画課 1 名 ② 金融財政事情研究会研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修日：平成17年11月11日（金）～12日（土） ・ テーマ：新会社法について ・ 受研者：業務課 2 名 ③ 顧問弁護士との判例に基づいた債権回収の方法等の研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修日：平成17年11月24日（木） ・ テーマ：相続財産管理・回収、実質経営者への法的措置、保険金請求裁判等 ・ 受検者：管理課 2 名 ④ 法務局による訴訟事務担当者事務打ち合わせ <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修日：平成18年1月31日（火） ・ テーマ：民事訴訟法、訟務事件処理等 ・ 受検者：管理課 2 名
18事業年度 (延べ6名)	<ul style="list-style-type: none"> ① 顧問弁護士との判例に基づいた債権回収の方法等の研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修日：平成18年5月25日（木） ・ テーマ：債務整理受任通知を受けた債務者に対する対応、民事再生申立先に対する督促等 ・ 受検者：管理課 2 名 ② 金融財政事情研究会研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修日：平成18年7月20日（木）～21日（金） ・ テーマ：融資業務からみた新会社法のポイント、最新の担保実務とリスク管理、民事再生手法の多様化等 ・ 受検者：管理課 1 名 ③ 中小企業大学校研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修日：平成18年10月2日（月）～6日（金） ・ テーマ：決算書の解読法と財務分析 ・ 受研者：業務課1名 ④ 顧問弁護士との判例に基づいた債権回収の方法等の研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修日：18年10月18日（水）～19日（木） ・ テーマ：根抵当権設定契約者、借用証書に係る特約条項及び相続財産管理人専任について等 ・ 受検者：管理課2名
19事業年度 (延べ14名)	<ul style="list-style-type: none"> ① CRD協会研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修日：19年8月9日（木） ・ テーマ：基金業務におけるコストからの適正金利の設定、中小企業経営診断システムについて ・ 受研者：総務企画課1名、業務課4名 ② 鹿児島地方法務局管内訴訟事務担当者研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修日：19年10月11日（木）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ テーマ：民事訴訟法入門等について ・ 受研者：業務課1名 <p>③ 顧問弁護士との判例に基づいた債権回収の方法等の研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修日：20年1月23日（水） ・ テーマ：時効中断～債務承認等について ・ 受研者：管理課2名 <p>④ 中小企業大学校研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修日：20年2月6日（水）～7日（木） ・ テーマ：取引に役立つ決算書の活用術 ・ 受研者：業務課1名
20事業年度 （延べ20名）	<p>① きんざい通信講座（平成20年7月～）</p> <p>【3ヶ月コース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テーマ：3ヶ月マスター財務コース、3ヶ月マスター税務コース 債権管理・回収、実践対策講座、実践活用会社法講座 ・ 受研者：業務課1名、管理課3名、出先事務所2名 <p>【4ヶ月コース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テーマ：新入行員基礎コース、中小企業の信用調査講座、不動産知識講座、事業再生講座、融資実務コース ・ 受研者：業務課5名、管理課1名 <p>② 顧問弁護士との判例に基づいた債権回収の方法等の研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修日：平成20年7月10日（木）、平成20年9月8日（月） ・ テーマ：不動産相続人の1人が受刑者の場合の対処方法、保証人が公務員の場合の対処方法、土地のみの競売の建物所有者への対処方法、法人の代表者が死亡していた場合の対処方法等 ・ 受研者：業務課1名、管理課2名 <p>③ CRD協会研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修日：平成20年8月20日（水） ・ テーマ：基金利用者と全国、鹿児島県利用者との比較、MSS（中小企業経営診断システム）の利用方法等 ・ 受研者：総務企画課1名、業務課3名 <p>④ 鹿児島地方法務局管内訴訟事務担当者研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修日：平成20年10月29日（水） ・ テーマ：民事訴訟法、法律意見照会制度について ・ 受研者：管理課1名

- 独立行政法人化時点において奄美基金内部に評価・点検チーム（構成員：理事、各課課長、次長、主幹（計9名））を設置しており、具体的には中期計画、年度計画の進捗状況、組織・機構の問題点、業務実施における改善事項、サービス面での改善事項、業務の合理化・効率化に関する事項について協議・検討を行い、その結果を役員報告並びに役員会協議等へ反映することとしているが、各事業年度においては次のとおり協議を行った。

	協議・検討の結果導入した制度等
16事業年度	○ 貸付金の繰上償還に係る補償金制度の導入（17年4月から施行）

(延べ8回)	<p>→ 事業者が繰上償還を行うことで予定上の利回りが確保できなくなるため、得べかりし利益（繰上償還日以降の利息）を繰上償還時に補償金として徴収。</p>
17事業年度 (延べ22回)	<p>○ 保証料率のリスク考慮型料率体系を導入（18年4月から施行）</p> <p>→ 鹿児島県信用保証協会等保証関係機関との協議等を踏まえ、中小企業者の経営状況を加味した保証料率体系を構築することにより、資金調達コストの軽減・公的保証の利用機会の拡大を図り、中小企業者の更なる発展を応援するためのリスク考慮型料率体系を導入。（従来の固定的な保証料率とは異なり、新しい保証料率は、第一に利用者の経営状況をスコアリングする定量評価により0.5%～2.2%の範囲で9段階の保証料率から判別し、次に担保設定の有無及び中小企業会計に準拠した決算書を作成している等の非財務情報を定性要因として加味し、最終的な保証料率を決定するもの。）</p> <p>○ 融資業務の一部を民間金融機関へ委託することについて関係機関と協議</p> <p>→ 融資業務の一部を民間金融機関へ委託し、民間金融機関の審査ノウハウを活用すること等により資産の健全性を高めると同時に財務内容の健全化に資することを目的として業務委託方法等スキーム案、業務委託契約書等各種取扱様式案を作成し、平成17年度中の実施に向けて地元民間金融機関2行との間で協議・検討を行った。しかしながら、実施については貸付債権に対する奄美基金と民間金融機関との責任分担（業務委託によって生じる保証責任割合）、プロパー貸付との競合、手数料を含めた費用対効果等の問題があり、現段階では、当初の業務委託による効果が期待できないが、奄美基金の出先事務所がない地域において地元金融機関の支店を窓口として資金の申込みができるなど利用者の利便性の向上が期待できることから、引き続き検討を行うこととした。</p>
18事業年度 (延べ19回)	<p>○ 取引事業者の経営安定、事業の立ち直りの促進等を図るため債権管理体制の見直し</p> <p>→ 財務内容等の健全化については、審査の厳格化や保証及び融資後の期中管理の強化等に取り組んでいるところであるが、新たな取り組みとして、経営状況が厳しく事業の再生支援等が必要で、かつ再生等の可能性が認められる事業者に対し、経営改善計画の策定・実行・フォロー及び取引金融機関の協力体制の整備等事業者に応じた必要な経営・再生支援策を講じ、取引先事業者の経営安定、事業の立ち直りの促進を図った。</p> <p>また、これら経営・再生支援の効果を一層高めるとともに更なる債権管理体制の強化を図るため、審査から管理まで一貫した期中管理全般（経営・再生支援含む）を業務課で所管することとし、管理課は特別管理債権（再生支援等が困難な債権や最終期限経過債権（期限の利益を喪失した案件を含む）及び代位弁済後の求償債権など）について集中管理を行うこととした。</p> <p>○ 融資メニューの重点化等について検討</p> <p>→ 奄美基金の政策目的を踏まえ、かつ、他の金融機関による対応の状</p>

	<p>況等も勘案しながら、奄美群島の事業者のニーズに対応した融資メニューの重点化等について検討を行った。</p>
19事業年度 (延べ22回)	<p>○ 財務内容の健全化及び改善を図るため、取引事業者の経営安定、事業の立ち直り等の支援体制を整備</p> <p>→ 財務内容の健全化については、審査の厳格化や保証及び融資後の期中管理の強化等に引き続き取り組んでいるところであるが、更なる健全化に資するため、経営状況が厳しく事業の再生支援等が必要で、かつ再生等の可能性が認められる事業者に対する支援を行うため「事業者再生支援委員会」を設置し、積極的に支援する体制を整備した。</p> <p>○ 保証業務において、責任共有制度の導入及びそれに伴う一部保証料率の見直し</p> <p>→ 保証業務においては、金融機関との適切なリスク分担を図り、両者の連携による事業者への支援体制を強化する目的で、責任共有制度が全国の信用保証協会において平成19年10月より実施されたため、奄美基金においてもこの改正状況を踏まえ平成19年11月より同制度の導入を行った。また、併せて、利用者のリスクに見合った保証料体系の検討を行い、保証料率の見直しを行った（平成20年4月より実施）。</p> <p>○ 融資業務において、貸付利率体系の見直し及び融資メニューの重点化等について検討</p> <p>→ 奄美基金の収支状況を総体的に改善するため、融資業務の貸付利率においても保証料率同様、利用者のリスクに見合った貸付金利体系の検討を行い、基本利率の一部見直しに併せてリスク区分に応じた段階的な金利設定を行った（平成20年4月より実施）。</p> <p>奄美基金の政策目的を踏まえ、かつ、他の金融機関による対応の状況等も勘案しながら、奄美群島の事業者のニーズに対応した融資メニューの重点化等について検討を行った。</p>
20事業年度 (延べ20回)	<p>○ 保証業務において、一般保証の農業組合等に係る限度額の引き下げについて検討</p> <p>→ 民間金融機関との適切なリスク分担、モラルハザード防止等の観点から、責任共有制度等による保証のカバー率の引き下げ及び一般保証の農業協同組合、水産業協同組合、中小企業等協同組合及び協同組合に係る限度額を引き下げた(4億円→2.3億円/平成21年4月より実施)。</p> <p>○ 融資業務において、融資メニューの特化、重点化等について検討</p> <p>→ 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)及び平成21年度以降の奄美群島の在り方に関する奄美群島振興開発審議会からの意見具申(平成20年6月25日)を踏まえ、民間金融機関では対応できないメニューへの特化、平成21年度以降の奄美群島の振興において重要と位置づけられる産業向け資金への重点化等の観点から以下のとおり融資メニュー等の改正を行った(平成21年4月より実施)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般農業振興資金、林業振興資金を統合し、農・林業振興資金を創設。自立経営農家育成資金については廃止。 ・ 観光関連産業振興資金の貸付期間の延長(10年→15年)。融資限度額の引き上げ(48百万円→70百万円)。 ・ 地域資源等振興資金の貸付対象事業に、大島紬業、黒糖焼酎業を

	<p>追加・統合。大島紬等特産品振興資金については廃止。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期運転資金の貸付対象について、農林水産業、大島紬業以外は廃止。 ・ 地域活性化・雇用促進資金（貸付期限：15年、融資限度額：70百万円）の創設。
--	---

● 監事による業務運営状況及び役員の職務執行状況等に対する監査、会計監査人による財務諸表等に対する監査は適切に行われた。

● 実効ある業務実施体制の構築を図るため、コンプライアンス・マニュアルを作成・配布（平成20年11月）し、「コンプライアンス委員会」（20事業年度中7回開催）を活用するとともに、役職員へ関係資料を配付すること等により周知徹底を図った。また、内部検査規程に基づき、出先事務所等に対する内部検査（H20/9（徳之島）、H20/10（沖永良部）、H21/1（本部））を実施した。

（イ） 次期中期目標期間における見直し

- ・ 中期目標期間中に1名以上の定員削減
- ・ 債権管理の強化に資する組織体制・人員配置の見直し
- ・ 理事長以下を構成員とする審査委員会の活用
- ・ 審査情報のデータベース化、集約化の推進等による審査事務の効率化・高度化
- ・ 外部の研修プログラムを活用した職員の研修を実施、資格取得を推進
- ・ 評価・点検チームを設置し、自己評価を実施、評価結果を業務運営に反映
- ・ コンプライアンス委員会等の活用等によるコンプライアンスの徹底、内部検査、監査等による監査の強化、財務内容等の情報開示の充実等実効ある業務運営体制を構築
- ・ 随意契約見直し計画を踏まえた取組状況を公表し、フォローアップ

2 一般管理費の削減

(中期目標)

一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）比で13%以上に相当する額を削減する。

なお、人件費（退職手当等を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度比で3%以上に相当する額を削減するとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

(中期計画)

一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）比で13%以上に相当する額を削減するため、以下の措置を講じる。

- ・ 給与、諸手当の見直し
- ・ 物件費の抑制と効果的な運用 等

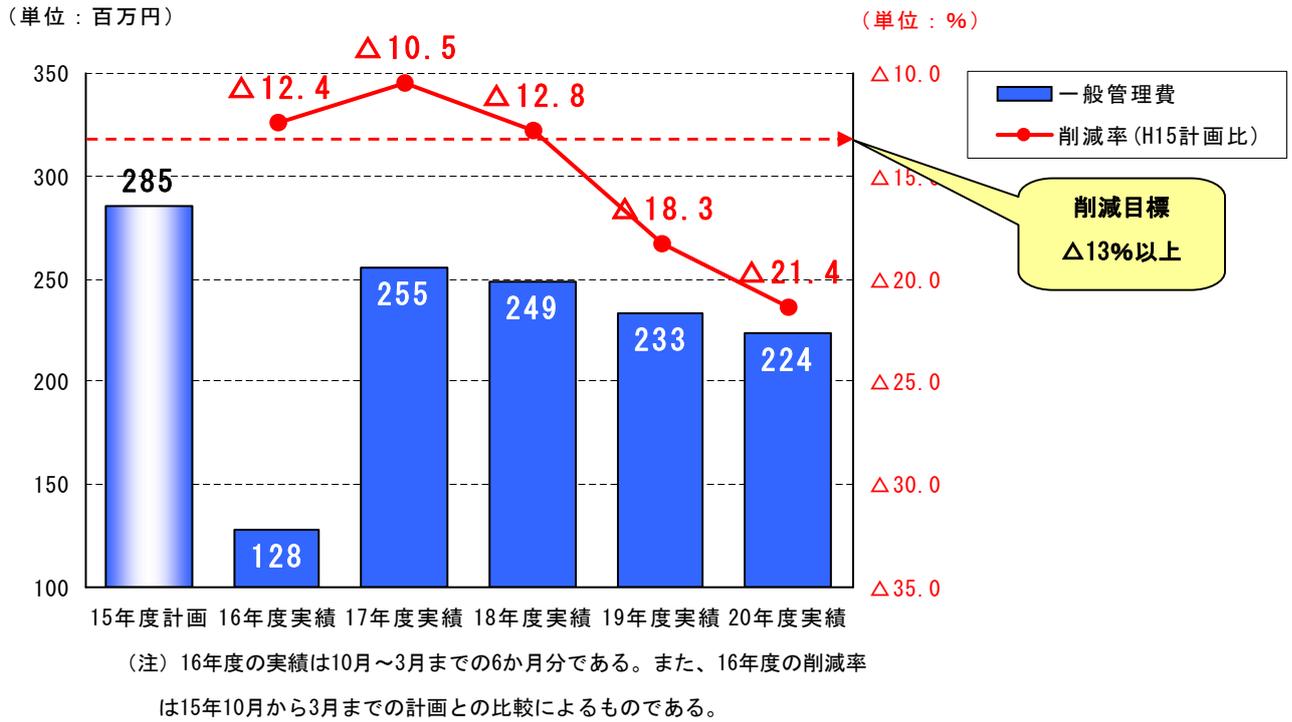
なお、人件費（退職手当等を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度比で3%以上に相当する額を削減するとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

(ア) 実績値及び取組み

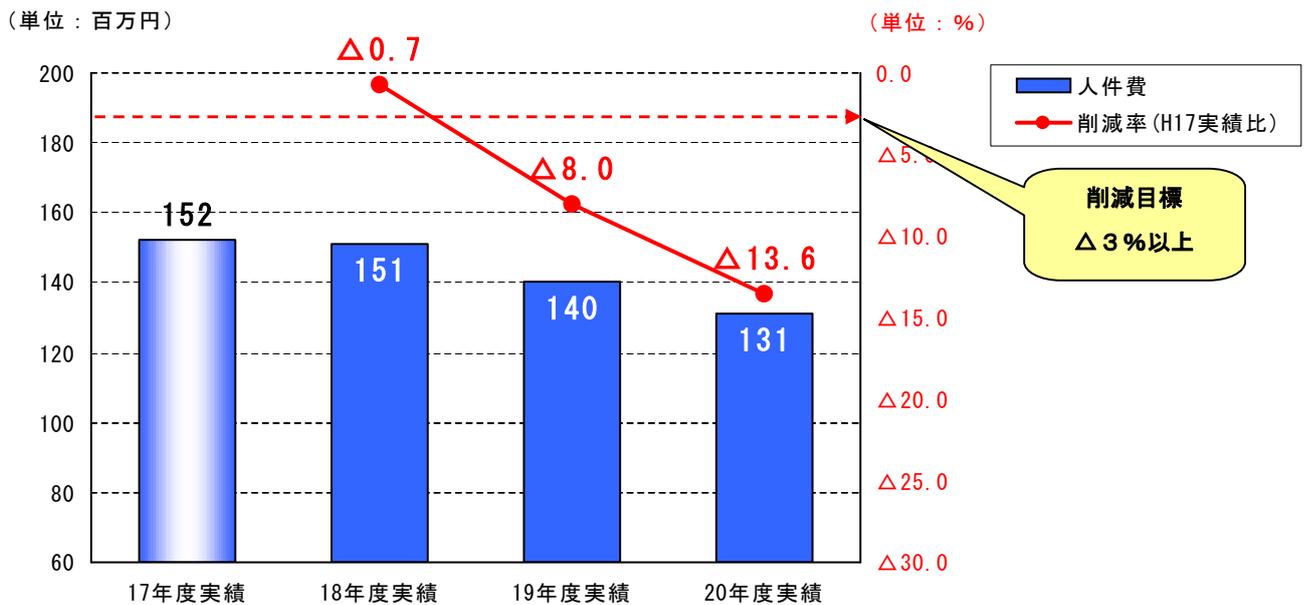
- 一般管理費については、役員の俸給削減及び特地勤務手当の廃止、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与改定、本部職員の特地勤務手当の段階的な引き下げ及び効率的な出張を行うための体制の見直し等による削減を図った。

	主な削減内容等
16事業年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 役員俸給月額削減（削減率：△10.1%） ○ 役員特地勤務手当の廃止（廃止前：俸給月額×12%）
17事業年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 役員俸給月額削減（理事長：△0.43%、理事：△0.35%） ○ 本部職員の特地勤務手当の引き下げ （引き下げ前：俸給月額×12%→俸給月額×9%）
18事業年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部職員の特地勤務手当の引き下げ （引き下げ前：俸給月額×9%→俸給月額×6%）
19事業年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部職員の特地勤務手当の引き下げ （引き下げ前：俸給月額×6%→俸給月額×3%） ○ 管理職手当の定額化（改正前：本俸月額×16%以内→定額化）及び平成20年度まで（中期計画期間中）20%カット
20事業年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部職員の特地勤務手当の引き下げ （引き下げ前：俸給月額×3%→廃止）

図－1 第一期中期目標期間 一般管理費の削減状況



図－2 第一期中期目標期間 人件費の削減状況



【対国家公務員ラスパイレス指数（事務・技術）】

○ 指数の推移

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
指数	113.7	108.5	106.0	101.2	101.4

○ 国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由

当基金は、奄美群島内の事業者に対する債務保証及び融資の業務を行っており、金融に関する専門性の高い業務を行っていることから、高学歴（大学卒）の職員の割合（国が49.1%であるのに対し77.8%）が高い。

注1：国の高学歴（大学卒）の職員の割合は「平成20年度国家公務員給与等実態調査」行政職（一）より算出。

注2：当基金の高学歴（大学卒）の職員数は平成21年4月1日現在、14名（職員18名）である。

○ 給与水準の適切性の検証

・ 国からの財政支出について

支出予算の総額に占める国からの財政支出割合：8.7%

国からの財政支出額（出資金）：300,000千円

支出予算の総額：3,467,341千円（平成20年度予算）

（検証結果）

保証業務において、保証基金の造成による基本財産の充実を図るため、国からの出資金を受け入れている。

・ 累積欠損金額について

累積欠損金額：4,886,487千円（平成19年度決算）

（検証結果）

当基金は、奄美群島内の中小零細事業者を対象に債務保証及び融資業務を行っており累積欠損額は、自己査定結果及び引当基準に基づき適切に引当金を計上したこと等によるものであるが、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めるなど一般管理費の削減等により、その削減に努めている。

○ 講ずる措置

（平成22年度に見込まれる対国家公務員指数）

- ・ 年齢勘案：97.6、年齢・地域・学歴勘案：103.8

（具体的な改善策）

- ・ 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。さらに「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

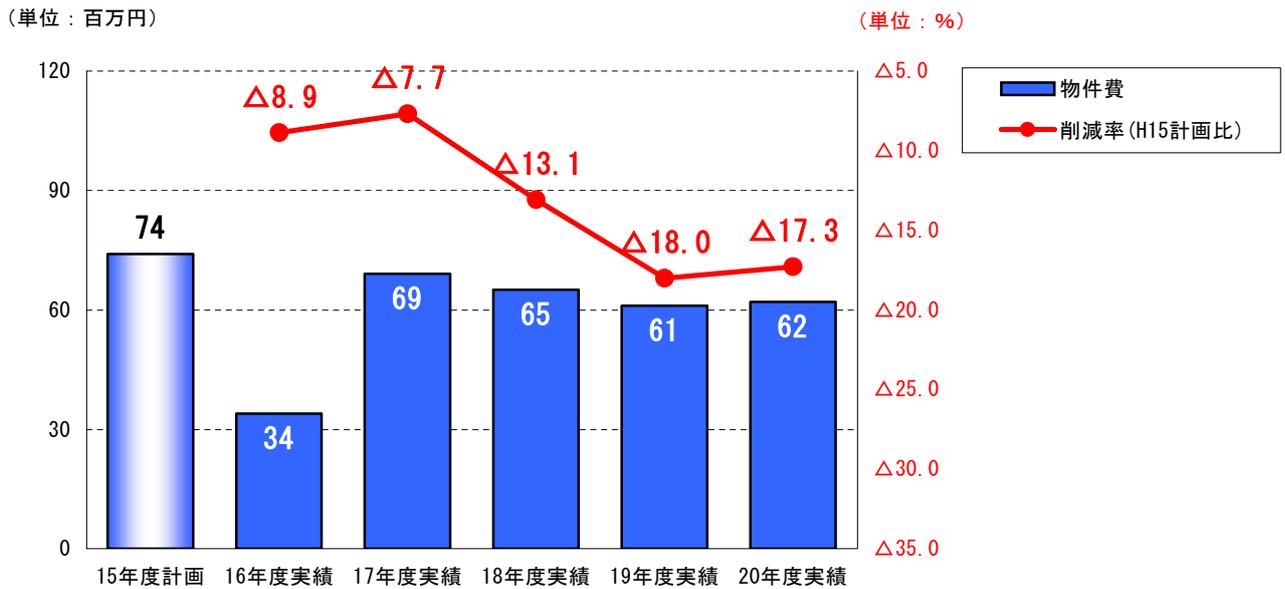
※ 以下の措置を講じ、平成22年度において、平成17年度比△5%（年間1%程度削減）、更に人件費改革を23年度まで継続することにより平成17年度比△6%（同ベース）とする。

- ・ 管理職手当について、20%削減を維持する。
- ・ 定期昇給等の見直しを行う。

（給与水準是正の目標水準及び具体的期限）

- ・ 「平成22年度に見込まれる対国家公務員指数（年齢勘案、年齢・地域・学歴勘案）」を目標とする。

図-3 第一期中期目標期間 物件費の削減状況



(注) 16年度の実績は10月～3月までの6か月分である。また、16年度の削減率は15年10月から3月までの計画との比較によるものである。

- 一般管理費支出については、支出管理担当者（総務企画課長）により、毎月の役員会・定例会等において報告・協議を行った。
- 随意契約の見直し状況については以下のとおり取り組んでいる。
 - 少額随意契約（「会計法」及び「予算決算及び会計令」に準拠）以外の契約状況については以下のとおりであり、随意契約によることがやむを得ない契約のみである。これらについては、契約事務の執行体制やその内容について監査が行われ、随意契約について真にやむを得ないものであると認められたこと等から、監事監査報告書及び会計監査人の監査報告書において、特に指摘等はなされていない。

	契約状況
19事業年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 随意契約 3,815千円（4件） ※ 電気、電話など供給を行うことが可能な業者が一の場合であり、一般競争に付すことが困難であるため。（経理規程に基づいて実施。） ○ 企画競争・公募 8,400千円（1件） ※ 監査契約であり、独立行政法人通則法の定めにより、会計監査人を主務大臣が選任することとなっている。
20事業年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 随意契約 4,154千円（4件） ※ 電気、電話など供給を行うことが可能な業者が一の場合であり、一般競争に付すことが困難であるため。（経理規程に基づいて実施。） ○ 企画競争・公募 8,400千円（1件）

※ 監査契約であり、独立行政法人通則法の定めにより、会計監査人を主務大臣が選任することとなっている。
--

- 契約制度については、「経理規程」、「契約事務取扱細則」および「契約公表基準」において、契約方式、契約事務手続、公表事項等、国の基準に準じたものとなるよう定めている。
 - 当基金では、平成19年12月作成の「随意契約見直し計画」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、売買、貸借、請負その他契約をなす場合において競争性及び透明性を確保するものとし、随意契約の適正化に努めているところであるが、公募を実施した結果、1者応募となっているものについて、応募者数を増やし実質的な競争性を確保するため、以下のとおり改善方策を進めているところである。
 - ・ 公告期間
公告は、当基金のホームページ上で企画書の公募を行うこととし、期間は2週間としているが、公募期間を終了してもなお応募がない場合又は1者のみの応募であった場合には、1週間の期間延長を行っている。
 - ・ 公募参加者の掘り起こし
公募参加者をできる限り増やすため、同様の業務に従事している事業者に広くPRを行っている。
 - 「随意契約見直し計画」において、保証・融資業務システム開発業務は随意契約から企画競争・公募へ移行することを予定していたが、同システムが平成18年度で構築されたことから、新規のシステム開発の必要性が生じていないため実績はない。また、これまで随意契約であったものから競争入札に移行した事例はない。
- (イ) 次期中期目標期間における見通し
- ・ 一般管理費の15%削減（人件費等除く）、人件費は平成18年度以降5年間で5%以上削減し、さらに「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」に基づき、平成23年度まで継続。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 保証業務

(1) 事務処理の迅速化

(中期目標)

利用者への利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、審査の質を落とすことなく業務の効率化等により、その期間内に案件の8割以上を処理する。

(中期計画)

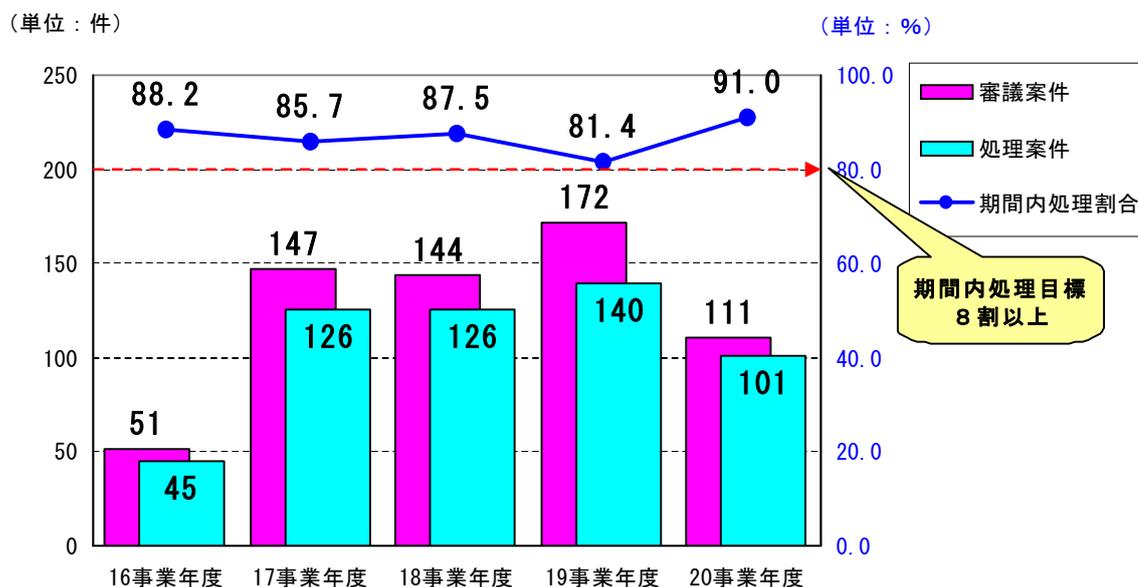
現在、事業者の申し込みから債務保証承諾決定までに平均8日（平成15年度実績）を要しているが、利用者への利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、その期間内に案件の8割以上を処理するため、審査能力の向上、関係金融機関との情報交換、中小企業信用情報データベースシステムの活用等を行う。

標準処理期間 6日

(ア) 実績値及び取組み

- 標準処理期間内に処理が行われるよう、関係機関に対して、受付前の事前協議を徹底するなど周知徹底を図った結果、以下のとおりの実績となった。

図-4 第一期中期目標期間 事務処理の迅速化の状況（保証業務）



- 関係金融機関等との群島内事業者の業況及び利用者の動向等についての情報交換を適宜行った。

	16事業年度	17事業年度	18事業年度	19事業年度	20事業年度
情報交換回数	21回	48回	61回	80回	56回

- 保証申込の全案件について中小企業信用情報データベースシステム（CRD）による事業者の財務諸表の分析、スコアリングを行い、結果等を保証の審査項目として活用した。また、シ

システムの一層の活用を図るため、データベースの運用を行っているCRD協会の担当者との情報交換を行った。

(イ) 次期中期目標期間における見通し

- ・ 標準処理期間（6日）内に案件の8割以上を処理するため、審査の厳格化、経営支援等のサービスの充実に留意しつつ、審査能力の向上、関係金融機関との情報交換、CRDの活用等を行う。

(2) 適切な保証条件の設定

(中期目標)

保証料率をはじめとする保証条件については、適正な業務運営の確保を前提として、奄美基金の政策金融としての役割、保証リスク、資金需要等を勘案した条件設定を行う。

また、保証需要の多様化に対応するとともに事業者の負担軽減に資する地方公共団体の制度保証について、地方公共団体と連携を取りながら、適切な条件が設定されるよう努める。

(中期計画)

保証料率をはじめとする保証条件について、業務運営に必要なコストを踏まえつつ、奄美基金の政策金融としての役割、保証リスク、新たな資金需要等を勘案した条件設定を行う。

また、台風常襲地帯である等の自然的特性を踏まえて設けられている激甚災害等保証については、上記に加え、近年の災害状況等も踏まえながら、条件設定を行う。

なお、保証条件については、定期的な点検を行いつつ、奄美群島における経済情勢、他の機関が行う保証制度の状況等を勘案し、適時適切な条件設定の見直しを行う。

さらに、地方公共団体が設定する制度保証について、奄美群島の産業特性及び地域内事業者の状況を踏まえつつ、新たな産業育成に資する新規制度の創設及び既存制度の改善等について地方公共団体と定期的な会議を開催する等連携して取り組んでいく。

(ア) 実績値及び取組み

- 信用保証協会の保証条件について、鹿児島県、沖縄県、東京都の各信用保証協会の制度（経営安定関連保証制度、クイックローン保証制度、事業再生保証制度等の対象・限度額等）の調査を行い、奄美基金の既存制度との比較検討、制度への反映等について協議を行った。
- 全国の信用保証協会において、リスク考慮型料率体系（保証料率の弾力化）の導入等の検討がなされていたため、奄美基金も鹿児島県及び鹿児島県信用保証協会等への調査、情報収集等を行い、協議・検討した結果、信用保証協会と同様に平成18年4月保証申込分より同料率体系の適用を開始した。
- さらに、金融機関が融資リスクの一部を負担する責任共有制度の導入等の検討がなされていたため、奄美基金も全国信用保証協会連合会、鹿児島県信用保証協会及び鹿児島県等への調査、情報収集等を行い、平成19年11月より同制度を導入した。
- 国の緊急総合対策として全国の信用保証協会において導入された「セーフティネット保証」についての検討を行い、県信用保証協会及び鹿児島県との協議を通じ、奄美群島地域における同制度の受付窓口を奄美基金に設置した。

（受付窓口設置：平成20年9月24日、平成20年度申込受付実績：4,518百万円（239件））

※ セーフティネット保証

取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻、業況の悪化等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し金融円滑化を図るための保証制度。

- 保証料率については、一般保証で、利用者のリスクに見合った保証料率体系の導入を図ったが、地域内経済情勢の悪化等を踏まえ利用者負担の軽減を図るため、県信用保証協会の保証料率体系同様の水準に引き下げ対応を行った。

※ なお、制度保証については、鹿児島県が事業者を支援する目的で融資要綱を策定し、事業

者に対しては保証料率・融資利率の引き下げ、また、県信用保証協会及び奄美基金に対しては、保証料率の補助や損失補償の手当がなされていることから、引き続き県信用保証協会と同様の運用を行うこととした。

- 鹿児島県主催の「中小企業融資制度研究会」（構成員：鹿児島県経営金融課、商工関係団体、県内金融機関、県内保証機関等計15機関）へ毎事業年度出席し、鹿児島県制度融資の実績及び制度改正の概要、県融資制度の利用上の課題及び要望等について協議を行った。
- 奄美基金主催の「保証業務関係者会議」（構成員：地元金融機関、商工会等）を開催し、基金の保証制度、業務の概要及び直近の実績等を説明したほか、既存の保証条件、地元の保証需要について意見徴収・交換等を行った。

	16事業年度	17事業年度	18事業年度	19事業年度	20事業年度
会議開催状況	8回	4回	5回	9回	10回

- 以上の協議等を踏まえ、内部の評価・点検チームで検討を行い、各事業年度の役員会における協議決定を受け次のとおり保証メニュー等の改正を行った。

	改正等内容
16事業年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ベンチャー企業支援資金」の創設 → 平成17年4月より実施（県融資制度） 県内経済の活性化を図るため、独自の技術・特許等を活かして事業転換するための資金 ○ 「名瀬市中小企業振興資金」、「徳之島町商工業振興資金」の廃止 → 平成17年4月より廃止
17事業年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ リスク考慮型料率体系（保証料率の弾力化）の導入 → 平成18年4月より実施 中小企業者の経営状況を加味した保証料率体系を構築することにより、資金調達コストの軽減、公的保証の利用拡大を図り、中小企業者の更なる発展を応援するための料率体系を導入 ○ 「中小企業振興資金」の資金使途の見直し → 平成18年4月より実施（県融資制度） 従前の資金使途である「運転資金」、「設備資金」のうち、「運転資金」を「運転・設備資金（融資限度額5,000万円＝従前通り）」とし、利便性の向上を図る ○ 「ベンチャー企業支援資金」の融資対象の拡大 → 平成18年4月より実施（県融資制度） 融資対象者に「鹿児島県のトライアル発注制度の採択を受けた者」を追加し、資金の利用促進を図る（トライアル発注制度とは、17年度より鹿児島県が「トライアル発注事業」という中小規模の事業者育成支援策を実施しており、中小企業が開発した製品などを県が試験的に発注し、販路拡大や受注機会の拡大を図ることを目的としたもの）

	<p>○ 「瀬戸内町商工業振興資金」の廃止 → 平成18年4月より廃止 実績が年々減少し、平成15年度以降の実績が皆無であり、県融資制度での代替が可能であるため</p>
18事業年度	<p>○ 「商店街活性化資金」の創設 → 平成19年4月より実施 「中心市街地活性化資金」の融資対象に、地方部の商店街における空き店舗への出店や店舗改装などを追加、拡充して「商店街活性化資金」を創設し、商店街活性化に向けた意欲的な取り組みを支援する。また、融資利率については、融資期間3年超の利率について通常より0.2%引き下げる特別措置を行う（平成20年3月31日まで）</p> <p>○ 「ベンチャー企業支援資金（事業支援型）」の保証料率の改定 → 平成19年4月より実施（県融資制度） 融資対象者のうち、「経営革新計画の承認を得た者」（鹿児島県知事の承認）については、信用保証料率を一律0.2%に改定し保証料率の軽減を図る（「経営革新計画の承認を得た者」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項の規定により証人を受けた経営革新計画に基づいて事業を行う者）</p>
19事業年度	<p>○ 「小規模企業活力応援資金」の創設 → 平成19年10月より実施（県融資制度） 責任共有制度の導入による小規模企業者への影響を緩和するため、当分の間、一定の要件を満たす小規模事業者の金融機関からの借入れによる債務の保証を責任共有制度の対象除外とすることにより、小規模企業者への安定的な資金調達を維持し、もって経営の安定に資する 融資対象者は、県内で6ヶ月以上事業を行っている小規模企業者で、次の要件のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時使用する従業員が20人以下（商業、サービス業は5人以下）の会社（医療法人含む。）及び個人 ・ 事業協同組合 ・ 組合委員が20人以下の企業組合及び従業員が20人以下の協業組合 <p>○ 「鹿児島県かごしま共生・協働サポート融資」の創設 → 平成19年10月より実施（県融資制度） 共生・協働の活力ある地域社会づくりの担い手である NPO 活動を支援するため、NPO の経営基盤の安定・強化に必要な資金の融資を行う 融資対象者は、県内に主たる事務所を置き、法人設立後1年以上継続して事業を行う NPO 法人及び県内の自治会・町内会で事業を行っている団体とし、全額県の損失補償付きとする</p> <p>○ 「地球温暖化対策資金」の創設 → 平成20年4月より実施（県融資制度） 地球温暖化防止の促進を図るため、環境配慮型の経営や環境配慮型のビジネス創出を支援する 融資対象者は、県内で引き続き1年以上事業を営む中小企業者及び</p>

	組合であって、環境配慮型のビジネスを創出しようとするもの
20事業年度	<p>○ 「経済対策特別資金」の創設</p> <p>→ 平成20年11月18日より実施（県融資制度）</p> <p>原油・原材料価格の高騰や仕入価格の高騰を価格転嫁できていない中小企業者の資金繰りを支援する（取扱期間：平成22年3月31日まで）。</p> <p>融資対象者は、1年以上事業を行っている中小企業者及び組合で、中小企業信用保険法第2条第4項第5号（不況業種）に該当する特定中小企業者</p> <p>○ 「かごしま産業おこし資金」の創設</p> <p>→ 平成21年4月より実施（県融資制度）</p> <p>鹿児島県の重点施策である「戦略的な産業おこし」の分野においては、自動車関連産業、電子関連産業及び食品関連産業が次世代の基幹産業として位置付けられている。このため、「自動車関連企業活力資金」の融資対象業種を拡大し、融資条件を拡充した資金を創設し、これらの産業に参入している中小企業者や参入しようとする中小企業者を金融面から支援し、これらの産業の自立的発展を促進し、地域経済の活性化を図る（平成21年4月1日創設）。</p> <p>融資対象者は、県内で1年以上事業を行っている中小企業者及び組合で、電子関連産業、自動車関連産業及び食品関連産業における取引の拡大又はこれらの産業への参入を図ろうとするもの</p> <p>○ 保証業務において、一般保証の農業組合等に係る限度額の引き下げについて検討</p> <p>→ 民間金融機関との適切なリスク分担、モラルハザード防止等の観点から、一般保証の農業協同組合、水産業協同組合、中小企業等協同組合及び協同組合に係る限度額を引き下げた（4億円→2.3億円／平成21年4月より実施）。</p>

(イ) 次期中期目標期間における見通し

- ・ 政策金融としての役割、保証リスク、資金需要等を勘案して保証条件を設定

2 融資業務

(1) 事務処理の迅速化

(中期目標)

利用者への利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、審査の質を落とすことなく業務の効率化等により、その期間内に案件の8割以上を処理する。

(中期計画)

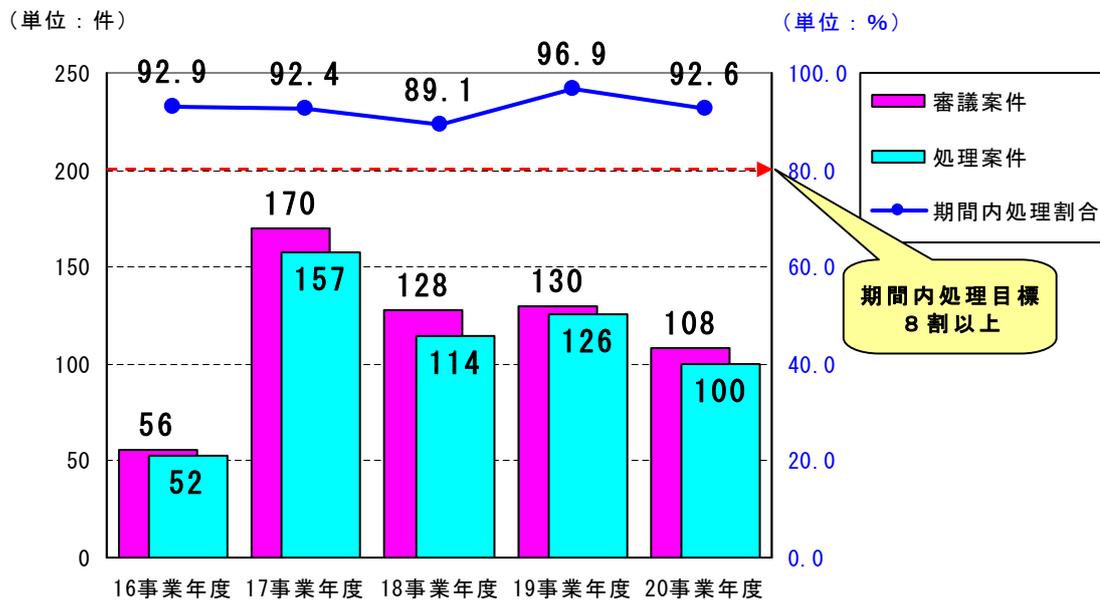
現在、事業者の申し込みから融資決定までに平均11日（平成15年度実績）を要しているが、利用者への利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、その期間内に案件の8割以上を処理するため、審査能力の向上、関係金融機関との情報交換、中小企業信用情報データベースシステムの活用を行う。

標準処理期間 9日

(ア) 実績値及び取組み

- 標準処理期間内に処理が行われるよう、関係機関に対して、受付前の事前協議を徹底するなど周知徹底を図った結果、以下のとおりの実績となった。

図－5 第一期中期目標期間 事務処理の迅速化の状況（融資業務）



- 関係金融機関等との群島内事業者の業況及び利用者の動向等についての情報交換を適宜行った。

	16事業年度	17事業年度	18事業年度	19事業年度	20事業年度
情報交換回数	21回	48回	61回	45回	43回

- 融資申込の全案件について中小企業信用情報データベースシステム（CRD）による事業者の財務諸表の分析、スコアリングを行い、結果等を融資の審査項目として活用した。また、システムの一層の活用を図るため、データベースの運用を行っているCRD協会の担当者との情報交換を行った。

(イ) 次期中期目標期間における見通し

- ・ 標準処理期間（9日）内に案件の8割以上を処理するため、審査の厳格化、経営支援等のサービスの充実に留意しつつ、審査能力の向上、関係金融機関との情報交換、CRDの活用等を行う。

(2) 適切な貸付条件の設定

(中期目標)

貸付金利をはじめとする貸付条件については、適正な業務運営の確保を前提として、奄美基金の政策金融としての役割、貸付リスク、資金需要等を勘案した条件設定を行う。

(中期計画)

現在、10種類の貸付メニューを設定し、奄美群島の産業特性を踏まえた貸付金利、償還方法等を定めているところであるが、既存メニューの利用状況や業務運営に必要なコストを踏まえつつ、奄美基金の政策金融としての役割、奄美群島の産業特性及び地域内事業者の資金需要、市中金利等を勘案した条件設定を行う。

なお、融資条件については、定期的な点検を行いつつ、奄美群島における経済情勢、他の機関が行う融資制度の状況等を勘案し、適時適切な条件設定の見直しを行う。

(ア) 実績値及び取組み

- 平成16事業年度から平成19事業年度までの間の奄美基金の貸付利率については、第一次産業は農林漁業金融公庫（現日本政策金融公庫）、第二次・第三次産業は国民生活金融公庫（現日本政策金融公庫）に準じて設定していたため、毎月、両公庫の金利情報を入手し、適切な金利設定に努めた。
- 平成20事業年度からは、奄美基金の収支状況を総体的に改善するため、利用者のリスクに見合った貸付金利体系の検討を行い、基本利率の一部見直しに併せてリスク区分に応じた段階的な金利設定を行った。
- 奄美基金主催の「融資業務関係者会議」（構成員：地元市町村担当者、商工会等）を開催し、基金の融資制度、業務の概要及び直近の実績等を説明したほか、既存の融資条件、地元の融資需要について意見徴収・交換等を行った。

	16事業年度	17事業年度	18事業年度	19事業年度	20事業年度
会議開催状況	2回	6回	8回	13回	12回

- 以上の協議等を踏まえ、内部の評価・点検チームで検討を行い、各事業年度の役員会における協議決定を受け次のとおり「保証及び融資取扱要綱」等の改正を行った。

	改正・協議等内容
16事業年度	○ 「製糖企業合理化資金」の貸付条件等改正 → 製糖企業における原料不足等の現状を踏まえ、製糖企業の経営合理化のために必要な資金である「製糖企業合理化資金」の運用、取扱いの改善を図った
17事業年度	○ 融資業務の業務委託について → 金融機関との責任分担、費用対効果について解決すべき問題が多く引き続き検討を行うこととした
18事業年度	○ 融資メニューの重点化等について → 奄美基金の政策目的を踏まえ、かつ、他の金融機関による対応の状

	況等も勘案しながら、奄美群島の事業者のニーズに対応した融資メニューの重点化等について協議・検討を行った
19事業年度	○ 融資メニューの重点化等について → 奄美基金の政策目的を踏まえ、かつ、他の金融機関による対応の状況等も勘案しながら、奄美群島の事業者のニーズに対応した融資メニューの重点化等について引き続き協議・検討を行った
20事業年度	○ 融資業務において、融資メニュー重点化等について検討 → 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）及び平成21年度以降の奄美群島の在り方に関する奄美群島振興開発審議会からの意見具申（平成20年6月25日）を踏まえ、民間金融機関では対応できないメニューへの特化、平成21年度以降の奄美群島の振興において重要と位置づけられる産業向け資金への重点化等の観点から以下のとおり融資メニュー等の改正を行った（平成21年4月より実施）。 ・ 一般農業振興資金、林業振興資金を統合し、農・林業振興資金を創設。自立経営農家育成資金については廃止。 ・ 観光関連産業振興資金の貸付期間の延長（10年→15年）及び融資限度額の引き上げ（48百万円→70百万円）。 ・ 地域資源等振興資金の貸付対象事業に、大島紬業、黒糖焼酎業を追加・統合。大島紬等特産品振興資金については廃止。 ・ 短期運転資金の貸付対象について、農林水産業、大島紬業以外は廃止。 ・ 地域活性化・雇用促進資金（貸付期限：15年、融資限度額：70百万円）の創設。

(イ) 次期中期目標期間における見通し

- ・ 政策金融としての役割、貸付リスク、資金需要等を勘案して貸付条件を設定

3 保証業務、融資業務共通事項

(1) 利用者に対する情報提供

(中期目標)

奄美基金の業務に対する利用者の理解を深めるため、ホームページ、窓口等を活用した情報提供を行う。情報提供に当たっては、充実した情報を利用者に分かりやすく、迅速に提供することに努める。

(中期計画)

奄美基金の業務に対する利用者の理解を深めるため、ホームページ、窓口等を活用して、業務概要、業務方法書や財務諸表等奄美基金の財務内容に関する情報を分かりやすく提供する。

これらの情報については、原則として、発表と同日中に窓口に加え付けるとともに、奄美基金のホームページに掲載するものとする。

また、地元市町村広報誌等を活用することにより情報提供の充実を図る。

(ア) 実績値及び取組み

- 奄美基金の業務に対する利用者の理解を深めるため、ホームページ、窓口等を活用して、業務概要、業務方法書や財務諸表等奄美基金の財務内容に関する情報の提供に努めた。これらの情報については、発表と同日中に窓口に加え付けるとともに、ホームページへの迅速な掲載に努めた。

また、奄美基金の利用促進及び情報提供の充実を図る観点から、融資メニュー等について地元市町村広報誌へ掲載するなど情報発信を行った。

	主な取組内容等
16事業年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最新情報の検索が容易にできるよう平成16年10月よりホームページのトップページに「更新情報」の項目を設けた。また、本部（2箇所）及び出先事務所の窓口業務概要、財務諸表等の資料を備え付けているが、平成16年10月より新たに資料設置の表示を案内図に加えたほか「独立行政法人奄美群島振興開発基金の概要」を配布し、利用者に対し分かりやすい情報の提供を行った。 ○ 情報の発表と同時に窓口備え付けを行った割合は100%、同ホームページの掲載等の割合は69.2%（9件/13件）であった。 ○ 奄美基金の利用促進を図るため、融資メニュー等について地元市町村の広報誌を活用し5市町村において掲載された。 <ul style="list-style-type: none"> → 名瀬市（3月号）、大和村（3月号）、龍郷町（2月号）、笠利町（3月号）、喜界町（2月号）
17事業年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の利便性を踏まえ、金利等の最新情報や保証料率の変更等の制度改正について一目で分かるようトップページに更新情報等の枠を設けるなどホームページの全面改正（17年10月1日付け）を行った。また、引き続き本部（2箇所）及び出先事務所の窓口業務概要、財務諸表等の資料の備え付けを行い、資料設置の表示を案内図に加えているほか「独立行政法人奄美群島振興開発基金の概要」を配布し、利用者に対し分かりやすい情報の提供を行った。 ○ 情報の発表と同時に窓口備え付けを行った割合は100%、同ホームページの掲載等の割合は96.2%（25件/26件）であった。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 奄美基金の利用促進を図るため、融資メニュー等について地元市町村の広報誌を活用し6町において掲載された。 <ul style="list-style-type: none"> → 龍郷町（12月号）、笠利町（12月号）、徳之島町（12月号）、天城町（12月号）、和泊町（1月号）、知名町（12月号）
18事業年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者や関係機関の利便性を踏まえ、窓口等に備え付けている奄美基金の概要やリーフレットをホームページ上で閲覧できるように見直しを行うとともに、引き続き本部（2箇所）及び出先事務所の窓口業務概要、財務諸表等の資料の備え付けを行い、資料設置の表示を案内図に加えているほか「独立行政法人奄美群島振興開発基金の概要」を配布し、利用者に対し分かりやすい情報の提供を行った。 ○ 情報の発表と同時に窓口備え付けを行った割合は100%、同ホームページの掲載等の割合は96.6%（28件/29件）であった。 ○ 奄美基金の利用促進を図るため、融資メニュー等について地元市町村の広報誌を活用し5市町において掲載された。 <ul style="list-style-type: none"> → 奄美市（12月号）、喜界町（12月号）、徳之島町（1月号）、伊仙町（1月号）、和泊町（1月号）
19事業年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者や関係機関の利便性を踏まえ、借入申込書をホームページからダウンロードできるよう見直しを行うとともに、引き続き本部及び出先事務所の窓口や応接室に業務概要、財務諸表等を備え付けることにより、利用者や来客者に対し、分かりやすく情報を提供するよう努めた。 ○ 情報の発表と同時に窓口備え付けを行った割合は100%、同ホームページの掲載等の割合は92.9%（26件/28件）であった。 ○ 奄美基金の利用促進を図るため、融資メニュー等について地元市町村の広報誌を活用し9市町において掲載された。 <ul style="list-style-type: none"> → 奄美市（3月号）、瀬戸内町（1月号）、龍郷町（2月号）、喜界町（2月号）、徳之島町（10月号）、天城町（1月号）、伊仙町（3月号）、和泊町（2月号）、知名町（2月号）
20事業年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者や関係機関の利便性を踏まえ、ホームページ情報提供の総点検を実施し、各課との連携を密にすることにより情報提供管理の徹底を図るとともに、引き続き、本部及び出先事務所の窓口や応接室に業務概要、財務諸表等の資料を備え付けることにより、利用者や来客者に対し、分かりやすく情報を提供するよう努めた。 ○ 情報の発表と同時に窓口備え付けを行った割合は100%、同ホームページの掲載等の割合は93.8%（30件/32件）であった。 ○ 奄美基金の利用促進を図るため、融資メニュー等について地元市町村の広報誌を活用し11市町村において掲載された。 <ul style="list-style-type: none"> → 奄美市（3月号）、宇検村（3月号）、瀬戸内町（2月号）、龍郷町（2月号）、喜界町（2月号）、徳之島町（1月号）、天城町（12月号）、伊仙町（3月号）、和泊町（2月号）、知名町（2月号）、与論町（3月号）

- 事業年度毎のアクセス数の推移は以下のとおり。

	16事業年度	17 事業年度	18 事業年度	19 事業年度	20 事業年度
アクセス数	－	4,984	12,930	14,206	15,090

※ ホームページアクセス数の確認は平成17年10月より行っているため、17事業年度については6か月間の実績である。

- (イ) 次期中期目標期間における見通し

- ・ ホームページ、窓口、地元市町村広報誌等を活用した情報提供の実施

(2) 利用者ニーズの把握及び業務への反映

(中期目標)

資金需要等に関する利用者ニーズの把握に努め、その結果を業務に反映させる。

(中期計画)

資金需要等に関する利用者ニーズを把握するため、定期的なアンケート調査の実施（年4回実施）や奄美基金のホームページを活用した電子メールでの意見・質問受付け等を行い、その結果を業務に反映させる。

(ア) 実績値及び取組み

- 保証・融資利用者に対し奄美基金への要望事項、業況等を把握するためアンケートを実施した。

	16事業年度	17事業年度	18事業年度	19事業年度	20事業年度
実施回数	2回	4回	4回	4回	4回
回答先数	69件	101件	115件	82件	99件
(調査先数)	(100件)	(150件)	(150件)	(100件)	(120件)

(注) 16事業年度の実績は10月～3月までの6か月分である。

- 寄せられた具体的な意見を含むアンケート調査結果は、評価・点検チームの業務見直し等の検討材料としている。

- 電子メールでの意見・質問の受付けができるよう平成16年12月よりホームページに「ご意見コーナー」を設けた。これまでに融資制度、限度額、資金相談等の照会事項があり、これらについて電子メールで回答を行ったほか相談窓口等について情報提供を行った。

	16事業年度	17事業年度	18事業年度	19事業年度	20事業年度
電子メールによる意見・質問の受付	受付なし	3件	3件	受付なし	2件

- 奄美基金の業務内容の周知及び資金需要の詳細な把握に資するための資金説明及び意見交換会を実施し、農業者団体、事業者団体、事業に関連する行政機関担当者に対し、基金の保証・融資の制度、利用方法等について説明を行った。

	16事業年度	17事業年度	18事業年度	19事業年度	20事業年度
資金説明及び意見交換会実施状況	未実施	6回	8回	8回	12回

- 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）及び平成21年度以降の奄美群島の在り方に関する奄美群島振興開発審議会からの意見具申（平成20年6月25日）を踏まえ、民間金融機関では対応できないメニューへの特化、平成21年度以降の奄美群島の振興において重要と位置づけられる産業向け資金への重点化等の観点に、利用者のニーズ等も加えた検討を行い、以下のとおり融資メニュー等の改正を図った（平成21年4月より実施）。

- ・ 一般農業振興資金、林業振興資金を統合し、農・林業振興資金を創設。自立経営農家育成資金については廃止。
- ・ 観光関連産業振興資金の貸付期間の延長（10年→15年）。融資限度額の引き上げ（48百万円→70百万円）。
- ・ 地域資源等振興資金の貸付対象事業に、大島紬業、黒糖焼酎業を追加・統合。大島紬等特産品振興資金については廃止。
- ・ 短期運転資金の貸付対象について、農林水産業、大島紬業以外は廃止。
- ・ 地域活性化・雇用促進資金（貸付期限：15年、融資限度額：70百万円）の創設。
- ・ 一般保証の農業協同組合、水産業協同組合、中小企業等協同組合及び協同組合に係る限度額の引き下げ（400百万円→230百万円）

（イ） 次期中期目標期間における見通し

- ・ 定期的なアンケート調査の実施、ホームページを活用した電子メールでの意見・質問の受け付け、その結果を業務へ反映
- ・ 地元市町村、金融機関等との連携強化を図るため意見交換会を実施
- ・ 奄美群島や他地域の経営・金融の調査・分析等を行うなどコンサルタント機能の充実

第3 予算、収支計画及び資金計画

(1) 財務内容の改善

(中期目標)

奄美基金が適切な業務運営を実施するためには、健全な財務内容の確保が必要不可欠である。このため、奄美基金は、収益改善・経費節減等に関する具体的な計画を策定の上、累積欠損金の解消に向け、当該計画を着実に実行する。

(中期計画)

財務の健全化を図るため、以下の内容を含む収益改善・経費節減等に関する具体的な計画を策定の上、累積欠損金の解消に向け、当該計画を着実に実行する。

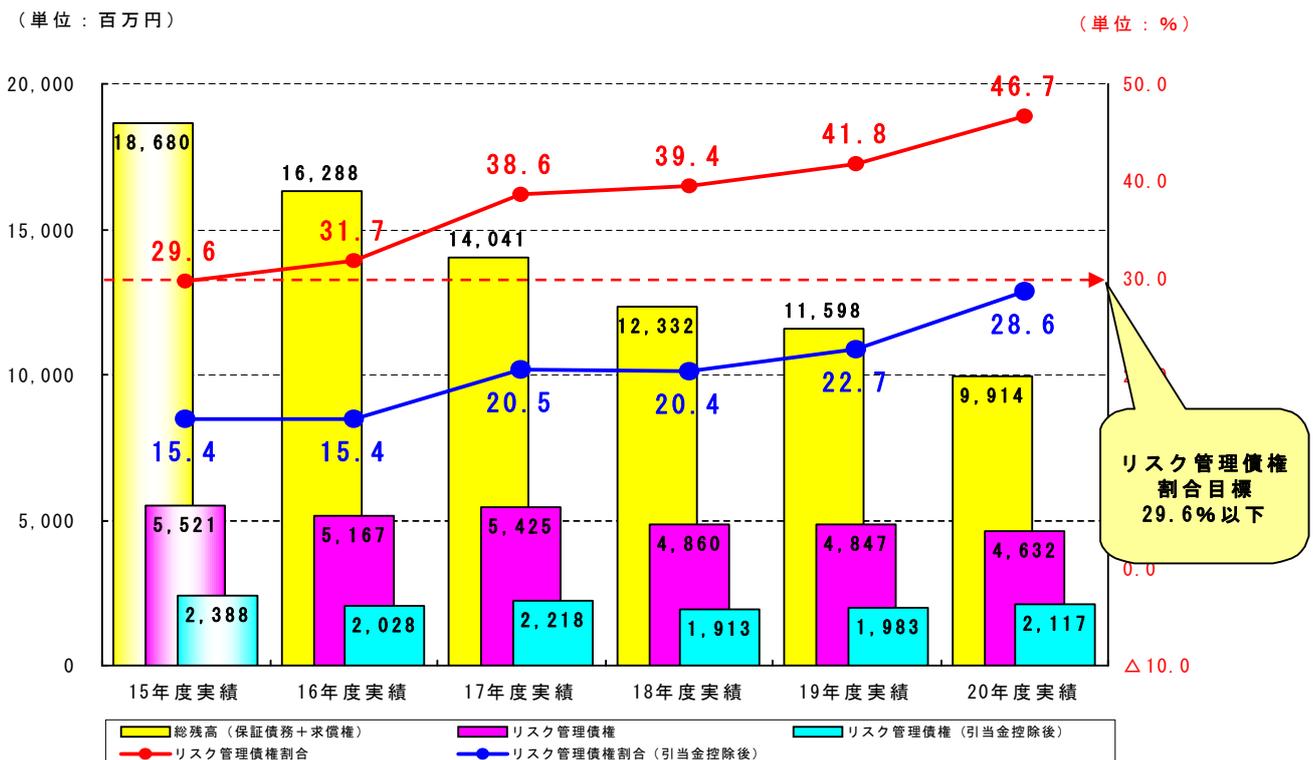
- ① 保証業務においては、十分な返済能力が見込まれる者を対象に保証を行うこととし、審査の厳格化、金融機関との責任分担、期中管理の徹底、求償権の回収に努め、基金が保証している債務に係るリスク管理債権割合について、29.6%（平成15年度実績）以下に抑制し、着実に縮減を図る。

(ア) 実績値及び取組み

- 保証業務におけるリスク管理債権については、債権管理体制の強化、分掌事務・人員配置の見直し、債務者区分に応じた管理・回収方策の立案、金融機関と協調し事業者の経営・再生支援を行う等その抑制に努めた。

これらの取組みや再生支援の効果による債権の正常化が図られたこと、回収不能となった求償権の償却処理を実施したこと等から、リスク管理債権の減少に一定の効果はあったものの、経済環境の悪化、特に建設業・小売業の売上不振を受けて新規リスク管理債権の発生が増加したこと等から計画達成に至っていない。

図－6 第一期中期目標期間 リスク管理債権の状況（保証業務）



- 保証申込の全案件について中小企業信用情報データベースシステムによる事業者の財務諸表の分析、スコアリングを行い、結果を保証の審査項目として活用した。
- 保証への依存を抑制するため、保証申込時において融資実施機関に対し、保証付以外の貸付金も促すことで金融機関プロパー資金との併用促進を行った。

	16事業年度	17事業年度	18事業年度	19事業年度	20事業年度
保証実績	102件	147件	143件	172件	111件
うち金融機関プロパー資金併用	12件	9件	14件	31件	29件
資金併用率	10.8%	6.1%	9.8%	18.0%	26.1%

- 保証業務の申込全案件について審査委員会で審議した。
- 審査を行う際の留意事項の協議を通じ、審査担当者で問題点を共有する等金融機関としての資質向上に努め審査の厳格化を図った。
- 保証残高200万円以上の大口利用先については決算書等財務諸表を徴求し、継続した業況把握を実施することで期中管理の強化を図った。

	16事業年度	17事業年度	18事業年度	19事業年度	20事業年度
業況調査先数	18先	48先	62先	69先	67先

- 独立行政法人発足時に審査部門と期中管理部門を一元化した業務課において、引き続き延滞6か月未満の延滞債権の管理を行うとともに、効率的な管理体制を整備し、管理課との連携強化を図り合同督促を行う等の対応を図った。
- 毎事業年度、各種方策による求償権の回収に努めてきたものの、いずれの事業年度も計画を下回る結果となった。

		16事業年度	17事業年度	18事業年度	19事業年度	20事業年度
求償権回収率の推移	実績	8.7%	4.2%	5.2%	3.8%	3.8%
	(計画)	(10.0%)	(10.5%)	(11.0%)	(11.5%)	(8.2%)

(注) 16事業年度の実績は通年換算。

- 法的手続きを積極的に進めてきた(平成13~15年度:計192件)が、費用対効果を踏まえ、16年度以降はこれまでの法的手続きの効果的活用による担保物件の任意処分及び分割回収の強化を図った。

	16事業年度	17事業年度	18事業年度	19事業年度	20事業年度
法的手続き申立状況	15件	15件	20件	12件	23件

- 融資実施機関との合同督促による期中延滞債権の管理に努めた。

	16事業年度	17事業年度	18事業年度	19事業年度	20事業年度
合同督促実施状況	62回	70回	40回	33回	45回

- 債務者毎に督促計画を策定し、実行状況を回収シート等で確認するとともに債権管理委員会で協議を行う等債権管理の強化を図った。

	16事業年度	17事業年度	18事業年度	19事業年度	20事業年度
債権管理委員会開催状況	14回	36回	13回	25回	31回

- 金融機関との適切なリスク分担を図り、両者の連携による事業者への支援体制を強化する目的で、責任共有制度が全国の信用保証協会で実施されたことから、奄美基金においてもこの改正状況を踏まえ、平成19年11月より同制度の導入を行った。
- 奄美基金を利用する事業者にかかる経営及び再生支援を行うため「事業者再生支援委員会」を平成19年6月に設置し、事業者の経営維持・安定、事業再生を積極的に支援する体制を整備した。

(イ) 次期中期目標期間における見通し

- ・ 累積欠損金の解消に向け、審査の厳格化、金融機関との責任分担、期中管理の徹底、求償権（延滞債権）の回収等に努め、リスク管理債権割合を抑制

(1) 財務内容の改善

(中期目標)

奄美基金が適切な業務運営を実施するためには、健全な財務内容の確保が必要不可欠である。このため、奄美基金は、収益改善・経費節減等に関する具体的な計画を策定の上、累積欠損金の解消に向け、当該計画を着実に実行する。

(中期計画)

財務の健全化を図るため、以下の内容を含む収益改善・経費節減等に関する具体的な計画を策定の上、累積欠損金の解消に向け、当該計画を着実に実行する。

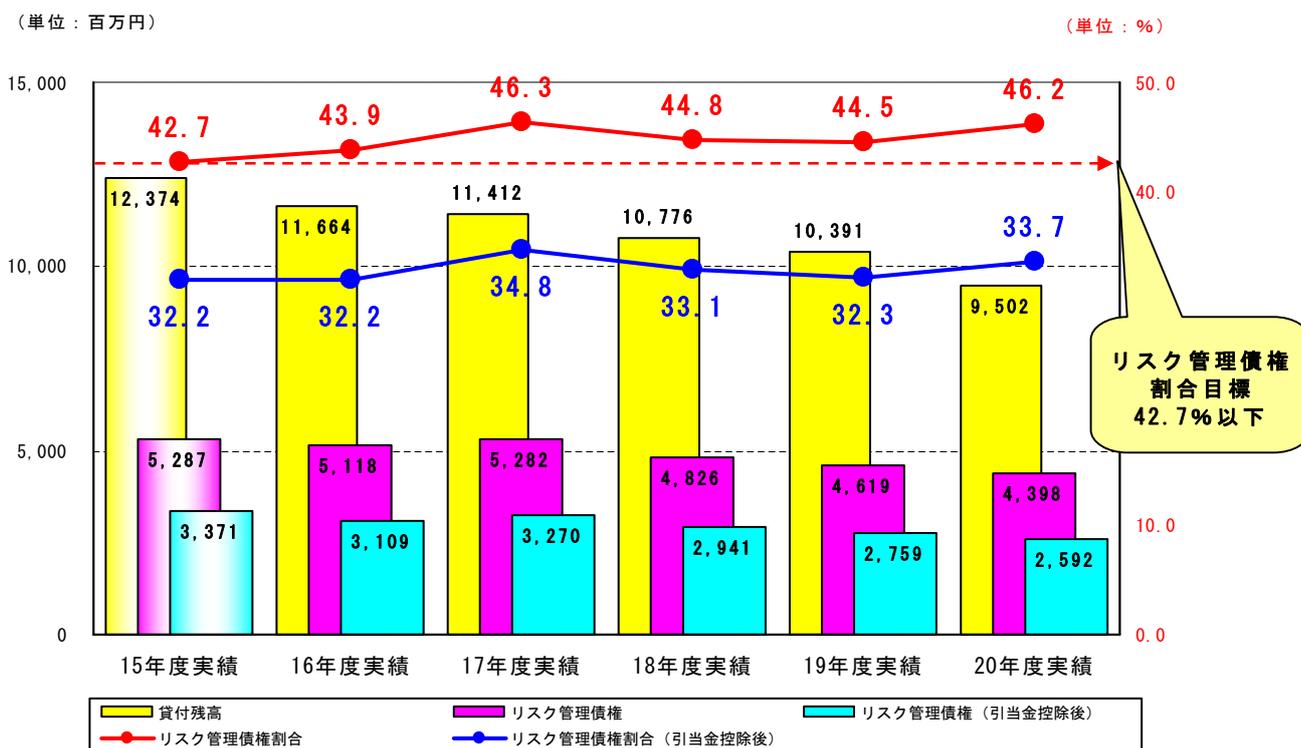
- ② 融資業務においても、十分な返済能力が見込まれる者を対象に貸付けを行うこととし、審査の厳格化、金融機関との責任分担、期中管理の徹底、延滞債権の回収に努め、基金が保有するリスク管理債権割合について、42.7%（平成15年度実績）以下に抑制し、着実に縮減を図る。

(ア) 実績値及び取組み

- 融資業務におけるリスク管理債権については、債権管理体制の強化、分掌事務・人員配置の見直し、債務者区分に応じた管理・回収方策の立案、金融機関と協調し事業者の経営・再生支援を行う等その抑制に努めた。

これらの取組みや再生支援の効果による債権の正常化が図られたこと、回収不能となった貸付金の償却処理を実施したこと等から、リスク管理債権の減少に一定の効果はあったものの、大島紬業の長引く業況低迷、製造業・小売業の売上不振を受けて新規リスク管理債権の発生が増加したこと等から計画達成に至っていない。

図－7 第一期中期目標期間 リスク管理債権の状況（融資業務）



- 融資申込の全案件について中小企業信用情報データベースシステムによる事業者の財務諸表の分析、スコアリングを行い、結果等を融資の審査項目として活用した。
- 奄美基金の融資と金融機関プロパー資金との調整の協議を行った。
- 融資業務の申込全案件について審査委員会で審議した。
- 審査を行う際の留意事項の協議を通じ、審査担当者で問題点を共有する等金融機関としての資質向上に努め審査の厳格化を図った。
- 融資残高20百万円以上の大口利用先については決算書等財務諸表を徴求し、継続した業況把握を実施することで期中管理の強化を図った。

	16事業年度	17事業年度	18事業年度	19事業年度	20事業年度
業況調査先数	18先	48先	62先	69先	67先

- 独立行政法人発足時に審査部門と期中管理部門を一元化した業務課において、引き続き延滞6か月未満の延滞債権の管理を行うとともに、効率的な管理体制を整備し、管理課との連携強化を図り合同督促を行う等の対応を図った。
- 毎事業年度、各種方策によるリスク管理債権の回収に努めてきたものの、いずれの事業年度も計画を下回る結果となった。

		16事業年度	17事業年度	18事業年度	19事業年度	20事業年度
リスク管理債権 回収率の推移	実績	9.7%	7.8%	7.2%	9.2%	7.3%
	(計画)	(10.3%)	(10.5%)	(10.7%)	(10.9%)	(8.2%)

- 法的手続きを積極的に進めてきた（平成13～15年度：計158件）が、費用対効果を踏まえ、16年度以降はこれまでの法的手続きの効果的活用による担保物件の任意処分及び分割回収の強化を図った。（顧問弁護士及び司法書士との業務連携により、相続財産の任意処分等の促進措置等を行った実績が、平成17年度に6件、平成18年度に2件ある。）

	16事業年度	17事業年度	18事業年度	19事業年度	20事業年度
法的手続き申立状況	16件	6件	11件	12件	27件

- 共通債務者を持つ金融機関との連携督促による期中延滞債権の管理に努めた。

	16事業年度	17事業年度	18事業年度	19事業年度	20事業年度
連携督促実施状況	5回	13回	15回	12回	16回

- 債務者毎に督促計画を策定し、実行状況を回収シート等で確認するとともに債権管理委員会で協議を行う等債権管理の強化を図った。

	16事業年度	17事業年度	18事業年度	19事業年度	20事業年度
債権管理委員会開催状況	6回	14回	7回	14回	31回

- 奄美基金を利用する事業者にかかる経営及び再生支援を行うため「事業者再生支援委員会」を平成19年6月に設置し、事業者の経営維持・安定、事業再生を積極的に支援する体制を整備した。
- 平成20年度末における繰越欠損金額は5,038百万円となっており、リスク管理債権の削減等に努めたものの引当金の繰入増等から、昨年度に比して152百万円の増加となった。
- 繰越欠損金は、独立行政法人化に伴い、民間金融機関と同等の自己査定及び引当基準に基づく適切な引当金の計上等により生じたもので、審査の厳格化、期中管理の徹底等によるリスク管理債権の削減及び一般管理費の削減等によりその削減に努めているところである。
- しかしながら、平成20年度の決算状況については、収益面では引当金戻入を除き前年度に比して大きな変動は特になかったものの、費用面において一般管理費の減少、財務費用の減少等に努めたが、地域内経済状況の低迷等により事業者の倒産等経営悪化の影響から保証、融資両業務とも所要の引当金繰入（将来の回収不能等の損失に備えるための繰入）による費用が大幅に増加したことから152百万円の当期総損失計上に至ったものである。
- 引き続き、審査の厳格化、期中管理の徹底及び事業者に対する経営・再生支援の措置などによるリスク管理債権の削減、国家公務員給与構造改革を踏まえた一般管理費の削減等により財務内容の健全化を進め、繰越欠損金の早期削減に努めることとする。

【繰越欠損金の推移】

(単位:百万円:%)

		独法化時点 (H16/10/1)	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末
繰越欠損金		4,989	4,958	4,934	4,917	4,886	5,038
対前年度 増減額	実績	(-)	(△31)	(△24)	(△18)	(△30)	(+152)
	計画	(-)	(△43)	(△82)	(△65)	(△85)	(△43)

(イ) 次期中期目標期間における見通し

- ・ 累積欠損金の解消に向け、審査の厳格化、金融機関との責任分担、期中管理の徹底、求償権（延滞債権）の回収等に努め、リスク管理債権割合を抑制

(1) 財務内容の改善

(中期目標)

奄美基金が適切な業務運営を実施するためには、健全な財務内容の確保が必要不可欠である。

このため、奄美基金は、収益改善・経費節減等に関する具体的な計画を策定の上、累積欠損金の解消に向け、当該計画を着実に実行する。

(中期計画)

財務の健全化を図るため、以下の内容を含む収益改善・経費節減等に関する具体的な計画を策定の上、累積欠損金の解消に向け、当該計画を着実に実行する。

- ③ この他、これまで定期預金中心であった余裕金の運用については、リスク面には十分注意しながら、最も収益性が見込まれる手法による運用に努める。

(ア) 実績値及び取組み

- 金融機関（地元行及び都銀）の定期預金利率等を勘案し、より収益性の高い、国債、地方債による運用を行った。

(単位：百万円)

	16事業年度	17事業年度	18事業年度	19事業年度	20事業年度
国債等購入実績	337	300	297	200	200
国債	50	300	—	—	200
地方債	287	—	297	200	—
国債等保有残高	685	987	1,283	1,483	1,584
運用益	3	10	13	19	20
運用利回り	1.22%	1.31%	1.26%	1.35%	1.36%

(イ) 次期中期目標期間における見通し

- 余裕金の運用については、引き続き、リスク面には十分注意しながら、最も収益性が見込まれる手法による運用に努めることとしている。

(2) 予算、(3) 収支計画、(4) 資金計画

(中期目標)
—
(中期計画)
別表1から別表3のとおり

(ア) 実績値及び取組み

- 第一期中期目標期間中の予算及び決算、収支計画及び実績並びに資金計画及び実績は別添のとおりである。

[予算、収支計画及び資金計画と決算・実績の概要]

1 予算及び決算

- 保証業務は収入において不動産の処分による回収の減少等による求償権及び償却求償権の回収金の減少(求償権対計画△650百万円、償却求償権対計画△206百万円)等により予算額を下回った。融資業務は収入において貸付残高の減少に伴う回収金の減少(対計画△1,792百万円)、また、支出において貸付金が予算を3,557百万円下回ったことや不要な借入を行わなかったことによる借入金残高の減少に伴う償還金の減少(対計画△1,997百万円)、一般管理費の削減等により収入、支出ともに予算額を下回った。

(単位:百万円)

区 分	総計		保証勘定		融資勘定	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
収 入	21,609	15,526	4,838	3,841	16,772	11,685
支 出	19,816	14,145	2,601	2,492	17,215	11,653

※ 単位未満四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(事業年度毎の予算額と決算額)

① 総計

(単位:百万円)

区 分	16事業年度		17事業年度		18事業年度		19事業年度		20事業年度	
	予算額	決算額								
収 入	2,384	2,047	4,807	3,327	4,315	3,430	4,288	3,478	4,107	3,245
支 出	2,710	1,935	4,394	3,576	3,786	3,049	3,676	3,096	3,467	2,488

※ 単位未満四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

② 保証勘定

(単位:百万円)

区 分	16事業年度		17事業年度		18事業年度		19事業年度		20事業年度	
	予算額	決算額								
収 入	532	538	1,072	759	1,112	897	1,074	822	1,004	825
支 出	345	342	659	638	581	565	545	547	393	399

※ 単位未満四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

③ 融資勘定

(単位：百万円)

区 分	16事業年度		17事業年度		18事業年度		19事業年度		20事業年度	
	予算額	決算額								
収 入	1,853	1,509	3,734	2,568	3,203	2,533	3,214	2,656	3,102	2,420
支 出	2,365	1,593	3,734	2,939	3,206	2,484	3,131	2,549	3,074	2,089

※ 単位未満四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

2 収支計画及び実績

- 保証業務及び融資業務ともに、一般管理費や財務費用などの削減に努め、19 事業年度までは単年度黒字を計上していたものの、20 事業年度は地域内経済状況の低迷による事業者の倒産が増加したなど経営悪化の影響に伴い、所要の引当金繰入による費用が大幅に増加したことから、保証業務における総利益は△102 百万円、融資業務における総利益は△49 百万円となり、いずれも予算額を下回った。

(単位：百万円)

区 分	総計		保証勘定		融資勘定	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
費用の部	2,749	2,140	1,849	1,273	900	867
収益の部	3,464	2,091	2,045	1,207	1,420	883
総 利 益	715	△ 49	196	△ 65	519	16

※ 単位未満四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(事業年度毎の予算額と決算額)

① 総計

(単位：百万円)

区 分	16事業年度		17事業年度		18事業年度		19事業年度		20事業年度	
	予算額	決算額								
費用の部	361	294	655	369	460	521	392	463	428	492
収益の部	405	325	737	393	525	539	477	493	470	341
総 利 益	43	31	82	24	65	18	85	30	43	△ 151

※ 単位未満四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

② 保証勘定

(単位：百万円)

区 分	16事業年度		17事業年度		18事業年度		19事業年度		20事業年度	
	予算額	決算額								
費用の部	229	172	439	185	274	338	223	308	252	269
収益の部	219	202	424	186	300	341	259	312	263	167
総 利 益	△ 10	30	△ 14	1	26	2	36	4	11	△ 102

※ 単位未満四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

③ 融資勘定

(単位：百万円)

区 分	16事業年度		17事業年度		18事業年度		19事業年度		20事業年度	
	予算額	決算額								
費用の部	132	122	217	184	187	183	169	155	176	223

収 益 の 部	186	123	313	206	225	198	218	181	207	174
総 利 益	54	1	96	23	39	15	49	26	32	△ 49

※ 単位未満四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3 資金計画及び実績

- 次年度繰越金(定期預金含む)は、保証業務では収入において任意売却等の遅れ等による求償権及び償却求償権の回収金の減少(求償権対計画△650百万円、償却求償権対計画△206百万円)等により予算額を下回った。また、融資業務においては収入において貸付残高の減少に伴う回収金の減少(対計画△1,997百万円)等があったものの、支出において貸付金が減少(対計画△3,577百万円)したことや一般管理費の削減に努めた結果、予算額を上回った。

(単位:百万円)

区 分	総計		保証勘定		融資勘定	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
資金支出	23,262	34,689	5,918	14,044	17,344	20,645
次年度繰越金 (定期預金含む)	1,646	200 (1,820)	1,517	102 (1,122)	129	99 (699)
資金収入	23,262	34,689	5,918	14,044	17,344	20,645
前期繰越金	1,653	297	1,081	100	572	196

※ 単位未満四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(事業年度毎の予算額と決算額)

① 総計

(単位:百万円)

区 分	16事業年度		17事業年度		18事業年度		19事業年度		20事業年度	
	予算額	決算額								
資金支出	4,037	5,943	5,934	6,791	5,464	5,435	5,255	9,153	4,915	8,343
次年度繰越金	1,127	352	1,140	191	1,177	338	1,179	95	948	200
資金収入	4,037	5,943	5,934	6,791	5,464	5,435	5,255	9,153	4,915	8,343
前期繰越金	1,653	297	1,127	352	1,149	191	967	338	708	95

※ 単位未満四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

※ 決算額の次年度繰越金及び前年度繰越金は定期預金を除いている。

参考: 事業年度末定期預金残高の推移

(単位:百万円)

区 分	16事業年度	17事業年度	18事業年度	19事業年度	20事業年度
定期預金残高	1,261	821	720	1,128	1,620

② 保証勘定

(単位:百万円)

区 分	16事業年度		17事業年度		18事業年度		19事業年度		20事業年度	
	予算額	決算額								
資金支出	1,612	2,385	2,140	2,288	2,149	2,492	2,022	4,669	1,767	2,605
次年度繰越金	1,068	184	1,081	78	1,069	86	1,077	46	874	102
資金収入	1,612	2,385	2,140	2,288	2,149	2,492	2,022	4,669	1,767	2,605
前期繰越金	1,081	101	1,068	184	1,037	78	947	86	663	46

※ 単位未満四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

※ 決算額の次年度繰越金及び前年度繰越金は定期預金を除いている。

参考：事業年度末定期預金残高の推移

(単位：百万円)

区 分	16事業年度	17事業年度	18事業年度	19事業年度	20事業年度
定期預金残高	861	721	720	812	1,020

③ 融資勘定

(単位：百万円)

区 分	16事業年度		17事業年度		18事業年度		19事業年度		20事業年度	
	予算額	決算額								
資 金 支 出	2,425	3,558	3,794	4,503	3,314	2,943	3,233	4,484	3,148	5,738
次年度繰越金	59	167	59	113	108	253	102	49	74	99
資 金 収 入	2,425	3,558	3,794	4,503	525	2,943	3,233	4,484	3,148	5,738
前期繰越金	572	196	59	167	65	113	19	253	45	49

※ 単位未満四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

※ 決算額の次年度繰越金及び前年度繰越金は定期預金を除いている。

参考：事業年度末定期預金残高の推移

(単位：百万円)

区 分	16事業年度	17事業年度	18事業年度	19事業年度	20事業年度
定期預金残高	400	100	—	316	600

(イ) 次期中期目標期間における見通し

- ・ 累積欠損金の解消に向け、審査の厳格化、金融機関との責任分担、期中管理の徹底、求償権（延滞債権）の回収等に努め、リスク管理債権割合を抑制

第4 短期借入金の限度額

(中期目標)

—

(中期計画)

5. 1億円

(ア) 実績値及び取組み

- 第一期中期目標期間中の短期借入金については、平成16事業年度に20百万円、平成17事業年度に10百万円（いずれも瀬戸内町融資制度に係る借入金として）の借入実績があるが、両事業年度とも、限度額の範囲内においての借入であった。以降の事業年度においては、短期借入金の借入実績はない。

(イ) 次期中期目標期間における見通し

- 短期借入金が必要となった場合においては、引き続き、借入限度額（4億円）を遵守することとしている。

第8 人事に関する事項

(中期目標)

職員の能力と実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置を行う。

(中期計画)

独立行政法人化を機に、職員のインセンティブを確保し、組織の活性化を図るため、目標の管理や評価基準の明確化などにより、個々の職員の勤務成績及び法人の業務実績を給与・特別手当に反映させるとともに、職員の能力、資質に応じた適正な人事配置を行う。

(ア) 実績値及び取組み

- 毎月作成する定例会資料（年度計画と実績状況等）を役員会で協議するほか、各職員へ配布し、事業の進捗状況に関する情報を共有することで組織全体での目標管理を行った。また、職員の評価にあたっては各課長の評価、役員の評価等段階的評価を実施した。
- 個々の職員の勤務成績を給与等へ反映（評価による昇給延伸を措置）した。
- 独立行政法人化時点で組織体制の改正に併せ、審査業務と期中管理業務を併せて行う業務課に管理事務に精通した職員を配置する等職員能力に応じた人事配置を実施した。また、更なる債権管理体制の強化を図るため、期中管理を管理課から審査業務を担当する業務課へ全面的に移管し、債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行等リスク管理債権の抑制に努めるため分掌事務・人員配置の見直しを行った。

(イ) 次期中期目標期間における見通し

- 職員のインセンティブを確保し、組織の活性化を図るため、目標の管理や評価基準の明確化などにより、個々の職員の勤務成績及び法人の業務実績を給与・特別手当に反映させるとともに、職員の能力、資質に応じた適正な人事配置を行うこととしている。

第9 その他業務運営に関する重要事項

(中期目標)

出資業務については、平成17年度末を以て廃止する。

(中期計画)

出資業務については、平成17年度末を以て廃止する。

(ア) 実績値及び取組み

- 平成17年度末にて出資業務を廃止した。

(イ) 次期中期目標期間における見通し

—

IV その他

- 平成16年の相次ぐ台風襲来（接近回数：10個／過去5ヶ年平均：6.6個）により被害を受けた事業者等へのきめ細かな対応を行うため、平成17年3月に本部及び各出先事務所に「金融相談窓口」を設置するとともに、地元新聞やホームページに掲載して周知を図った結果、農業、観光業等7件の相談があった。

その後、小規模かつ零細な群島内事業者の経営維持安定に資するため設置した金融相談窓口、資金相談会は次のとおり。

期 間	窓口名	結果（相談件数）	備考
平成17年9月20日 ～平成17年11月30日	台風14号災害対策相談窓口	—	本部及び出先事務所
平成19年2月26日 ～平成19年3月20日	平成18年度末資金相談窓口	2件	本部及び出先事務所
平成19年10月16日	笠利・龍郷地区1日融資相談会	8件	笠利町商工会 龍郷町商工会
平成20年1月4日 ～平成20年3月31日	金融特別相談窓口 （原油価格高騰関連）	—	本部及び出先事務所
平成20年4月1日 ～平成20年4月30日	特別相談窓口 （暫定税税率期限切れ関連）	8件	本部及び出先事務所
平成20年9月22日～	事故米不正流出特別相談窓口	2件	本部及び出先事務所
平成20年10月17日	南部地区1日相談窓口	8件	瀬戸内町商工会
平成20年12月27日 ～平成20年12月30日	平成20年末金融相談窓口	9件	本部及び出先事務所
平成21年3月7日 ～平成21年3月29日	平成20年度末金融相談窓口	2件	本部及び出先事務所 （土日、祝日も設置）

- 群島内事業者が設備投資等を行った際の税制上の特例措置を周知するため、平成17年3月に「奄美群島における税制特例措置」の広報資料を、本部及び各出先事務所の窓口にも備え付けるとともに、ホームページへの掲載を行った。

- 奄美基金の役割や事業資金について広く一般の群島民に周知するため、平成17年3月に名瀬市生涯まちづくり事業の一環である「国・県出先機関出前講座」に登録し、名瀬市から依頼を受けて講座を開いた。

※ 「国・県出先機関出前講座」には、名瀬市所在の国・県の出先機関が広く登録されている。

V 奄美群島の概要

1. 地理的特性

○奄美群島とは、鹿児島市の南西約 380 km～590 kmに広がる有人島 8 島（大島本島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島外 3 島）の総称。

○総面積は、1,231k m²（大島本島は 712k m²で沖縄本島、佐渡島に次ぐ面積）。

○気象は、亜熱帯気候で、四季を通じて温暖（平均気温 21.5℃）。

○台風の常襲地帯（平成 15～19 年（5 ヶ年）の接近（300 km以内）回数＝19 回）。

2. 沿革

昭和 21 年：連合軍司令部の覚書により、沖縄とともに日本本土と行政分離されアメリカ合衆国：軍政下におかれた。

昭和 28 年：日本に返還され、鹿児島県の行政管理下に編入された。

昭和 29 年：奄美群島復興特別措置法公布（以後、5 年ごとに改正が行われ、期限延長）。

昭和 39 年：奄美群島振興特別措置法と改称。

昭和 49 年：奄美群島振興開発特別措置法と改称（存置期限＝平成 21 年 3 月 31 日）。

3. 現況

○人口 126,483 人（平成 17 年国勢調査）

○行政組織 1 市 9 町 2 村（鹿児島県大島支庁が奄美市に設置されている。）

○主要指標

項目	年次	奄美	鹿児島県	沖縄県	全国
人口増加率（H17／S30）（％）	H17	△ 38.4	△ 14.2	70.0	41.8
65 才以上人口構成比（％）	〃	27.7	24.8	16.1	20.1
人口 1 人当たり所得（千円）	H17	1,973	2,272	2,021	2,878
対全国格差（％）	〃	68.6	78.9	70.2	100.0
生活保護率（‰）	H20.2	44.3	15.3	17.1(※)	12.1(※)
市町村財政力指数	H18	0.17	0.30	0.34	0.53

資料：奄美群島の概要（鹿児島県 発行）

(※) 沖縄県と全国の生活保護率は 19 年 10 月時点

○奄美群島の主要産業生産額の推移

(単位：百万円、千反、千人、％)

区分	生産額					伸び率 18/14
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
農業生産額 (A)	28,062	28,671	28,397	26,671	29,635	5.6
耕種	23,295	23,498	22,491	20,246	22,611	△ 2.9
さとうきび	7,578	8,377	6,856	7,087	8,294	9.4
野菜	7,715	7,590	7,826	6,452	6,961	△ 9.8
花き	5,958	5,481	5,957	4,824	5,202	△ 12.7
果樹	1,084	1,231	1,123	1,247	1,173	8.2
たばこ	815	628	455	333	447	△ 45.2
その他	145	190	274	303	534	268.3
畜産	4,767	5,172	5,906	6,425	7,024	47.3
肉用牛	4,216	4,723	5,450	5,975	6,586	56.2
豚	220	141	141	153	136	△ 38.2
鶏	250	229	236	246	228	△ 8.8
その他	81	80	79	51	74	△ 8.6
林業生産額 (B)	468	329	461	419	419	△ 10.5
漁業生産額 (C)	7,547	6,598	6,642	1,601	-	-
漁船漁業	1,814	1,605	1,769	1,601	-	-
養殖業	5,733	4,993	4,873	-	-	-
大島紬生産額 (D) (生産反数)	2,677 (33)	2,569 (32)	2,446 (30)	2,219 (27)	1,953 (24)	△ 27.0 (△ 27.3)
焼酎移出額 (E)	6,728	9,947	10,369	10,583	10,258	52.5
計 (A+B+C+D+E)	45,482	48,113	47,984	41,496	42,265	△ 7.1
入込観光客	414	427	404	406	395	△ 4.6
建設業総生産	41,551	41,670	35,138	32,720	-	△ 21.3

注：単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

資料：奄美群島の概況（鹿児島県大島支庁 発行）

別紙 1

1. 第一期中期計画における予算及び決算

【総表】

(単位：千円)

区 分	予算額	決算累計額	16事業年度	17事業年度	18事業年度	19事業年度	20事業年度
収入							
出資金	2,308,000	2,308,000	300,000	502,000	502,000	502,000	502,000
政府出資金	1,500,000	1,500,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
地方公共団体出資金	808,000	808,000	—	202,000	202,000	202,000	202,000
求償権等回収金	1,575,491	844,116	192,589	154,585	206,017	144,154	146,768
貸付回収金	11,794,471	10,002,413	1,285,687	2,262,044	2,134,267	2,174,497	2,145,916
借入金等	3,450,000	630,000	20,000	10,000	200,000	300,000	100,000
事業収入	2,004,720	1,466,723	208,119	339,881	337,231	293,548	287,943
事業外収入	126,235	80,392	4,074	11,031	14,082	24,365	26,838
その他の収入	350,511	194,806	36,764	47,427	36,300	39,314	35,207
計	21,609,428	15,526,451	2,047,234	3,326,970	3,429,899	3,477,879	3,244,674
支出							
代位弁済金	1,899,692	1,890,089	248,505	499,461	444,473	423,781	273,866
貸付金	11,529,000	7,972,231	1,050,619	2,010,433	1,680,715	1,823,187	1,407,276
借入金償還	5,126,773	3,009,728	460,970	767,407	654,236	588,418	538,695
事業費	156,673	139,418	28,872	43,801	29,943	21,535	15,266
一般管理費	1,090,463	1,124,120	146,211	252,524	238,229	234,320	252,834
人件費	830,613	833,660	112,253	183,674	173,397	173,186	191,148
その他一般管理費	259,850	290,459	33,957	68,850	64,831	61,133	61,685
その他の支出	13,768	9,481	—	2,770	1,732	4,619	360
計	19,816,368	14,145,070	1,935,179	3,576,398	3,049,329	3,095,862	2,488,300

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

2. 第一期中期計画における収支計画及び実績

【総表】

(単位：千円)

区 分	予算額	決算累計額	16事業年度	17事業年度	18事業年度	19事業年度	20事業年度
費用の部	2,749,206	2,139,648	294,116	369,026	521,196	462,878	492,430
経常費用	2,749,206	2,139,578	294,116	369,026	521,156	462,848	492,430
事業費	153,090	139,418	28,872	43,801	29,943	21,535	15,266
一般管理費	1,170,799	1,089,302	128,141	255,360	249,029	233,261	223,509
減価償却費	18,488	10,352	1,478	2,964	2,450	1,653	1,806
求償権償却損失	1,251,913	—	—	—	—	—	—
貸倒損失	154,557	—	—	—	—	—	—
引当金繰入	—	900,505	135,623	66,900	239,734	206,398	251,848
事業外費用	360	—	—	—	—	—	—
特別損失	—	69	—	—	39	30	—
収益の部	3,464,427	2,090,834	325,263	392,593	538,942	493,141	340,893
経常収益	3,113,916	1,943,158	290,284	350,912	516,343	470,698	314,919
事業収入	1,929,199	1,481,008	222,403	339,881	337,231	293,548	287,943
引当金戻入	1,058,645	381,516	63,806	—	164,979	152,729	—
事業外収益	126,072	80,634	4,074	11,031	14,131	24,420	26,976
特別利益	350,511	147,676	34,978	41,680	22,599	22,443	25,973
償却求償権取立益	350,511	144,365	34,978	41,680	22,599	22,443	22,663
償却貸付金取立益	—	3,310	—	—	—	—	3,310
純利益	715,221	△ 48,813	31,147	23,566	17,746	30,262	△ 151,536
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	—
総利益	715,221	△ 48,813	31,147	23,566	17,746	30,262	△ 151,536

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3. 第一期中期計画における資金計画及び実績

【総表】

(単位：千円)

区 分	予算額	決算累計額	16事業年度	17事業年度	18事業年度	19事業年度	20事業年度
資金支出	23,262,469	34,688,821	5,943,184	6,790,566	5,434,694	9,153,007	8,343,167
業務活動による支出	14,676,188	11,158,175	1,482,044	2,808,641	2,404,070	2,508,853	1,954,564
一般管理費支出	1,090,463	1,115,584	139,930	246,773	241,427	234,124	253,328
代位弁済による支出	1,899,692	1,890,089	248,505	499,461	444,473	423,781	273,866
貸付金による支出	11,529,000	7,972,231	1,050,619	2,010,433	1,680,715	1,823,187	1,407,276
その他の業務支出	157,033	180,270	42,989	51,973	37,454	27,759	20,092
投資活動による支出	1,813,408	20,320,463	3,648,370	3,023,873	2,038,052	5,960,713	5,649,453
有価証券取得による支出	1,800,000	1,333,839	337,370	299,732	296,771	199,966	200,000
その他の投資支出	13,408	18,986,623	3,311,000	2,724,141	1,741,281	5,760,747	5,449,453
財務活動による支出	5,126,773	3,009,728	460,970	767,407	654,236	588,418	538,695
長期借入返済による支出	3,176,773	2,979,728	440,970	757,407	654,236	588,418	538,695
短期借入返済による支出	1,950,000	30,000	20,000	10,000	—	—	—
次年度への繰越金	1,646,100	200,454	351,798	190,644	338,334	95,022	200,454
資金収入	23,262,469	34,688,821	5,943,184	6,790,566	5,434,694	9,153,007	8,343,167
業務活動による収入	15,851,428	12,443,538	1,727,687	2,763,988	2,701,049	2,662,307	2,588,505
投資活動による収入	—	19,009,951	3,598,165	3,162,780	1,841,000	5,350,366	5,057,640
財務活動による収入	5,758,000	2,938,000	320,000	512,000	702,000	802,000	602,000
前年度(前期)よりの繰越金	1,653,041	297,331	297,331	351,798	190,644	338,334	95,022

(注) 1. 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。
 2. 決算額の次年度への繰越金及び前年度(前期)よりの繰越金は、定期預金を除いている。
 (定期預金の次年度への繰越金は、保証勘定：1,020,000千円、融資勘定：600,000円、計：1,620,000千円)

別紙2

1. 第一期中期計画における予算及び決算

【保証勘定】

(単位：千円)

区 分	予算額	決算累計額	16事業年度	17事業年度	18事業年度	19事業年度	20事業年度
収入							
出資金	1,808,000	2,108,000	200,000	402,000	502,000	502,000	502,000
政府出資金	1,000,000	1,300,000	200,000	200,000	300,000	300,000	300,000
地方公共団体出資金	808,000	808,000	—	202,000	202,000	202,000	202,000
求償権等回収金	1,575,491	844,116	192,589	154,585	206,017	144,154	146,768
借入金等	150,000	30,000	20,000	10,000	—	—	—
事業収入	831,533	591,249	84,970	133,980	139,146	114,399	118,752
事業外収入	122,053	76,117	3,869	10,785	13,897	22,438	25,126
その他の収入	350,511	191,704	36,764	47,427	36,300	39,314	31,896
計	4,837,588	3,841,186	538,193	758,779	897,362	822,307	824,544
支出							
代位弁済金	1,899,692	1,890,089	248,505	499,461	444,473	423,781	273,866
借入金償還	150,000	30,000	20,000	10,000	—	—	—
事業費	—	—	—	—	—	—	—
一般管理費	544,994	564,234	73,659	126,558	118,906	119,939	125,170
人件費	415,069	416,524	56,121	91,837	86,698	87,923	93,943
その他一般管理費	129,925	147,710	17,538	34,721	32,207	32,016	31,227
その他の支出	6,388	7,492	—	1,772	1,732	3,626	360
計	2,601,074	2,491,816	342,165	637,792	565,112	547,348	399,397

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

2. 第一期中期計画における収支計画及び実績

【保証勘定】

(単位：千円)

区 分	予算額	決算累計額	16事業年度	17事業年度	18事業年度	19事業年度	20事業年度
費用の部	1,848,820	1,272,952	172,055	185,385	338,266	308,291	268,953
経常費用	1,848,820	1,272,922	172,055	185,385	338,266	308,261	268,953
事業費	—	—	—	—	—	—	—
一般管理費	585,162	547,425	65,001	127,893	124,310	117,920	112,299
減価償却費	11,565	7,941	1,080	2,164	1,850	1,401	1,444
求償権償却損失	1,251,913	—	—	—	—	—	—
引当金繰入	—	717,556	105,973	55,327	212,105	188,939	155,209
事業外費用	180	—	—	—	—	—	—
特別損失	—	30	—	—	—	30	—
収益の部	2,044,644	1,207,775	201,909	186,447	340,672	312,066	166,679
経常収益	1,694,133	1,063,409	166,930	144,766	318,072	289,623	144,016
事業収入	768,234	605,533	99,254	133,980	139,146	114,399	118,752
引当金戻入	804,009	381,516	63,806	—	164,979	152,729	—
事業外収益	121,890	76,359	3,869	10,785	13,946	22,494	25,264
特別利益	—	—	—	—	—	—	—
償却求償権取立益	350,511	144,365	34,978	41,680	22,599	22,443	22,663
純利益	195,824	△ 65,177	29,853	1,061	2,405	3,775	△ 102,273
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	—
総利益	195,824	△ 65,177	29,853	1,061	2,405	3,775	△ 102,273

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3. 第一期中期計画における資金計画及び実績

【保証勘定】

(単位：千円)

区 分	予算額	決算累計額	16事業年度	17事業年度	18事業年度	19事業年度	20事業年度
資金支出	5,918,476	14,044,306	2,384,712	2,287,999	2,491,540	4,669,476	2,604,672
業務活動による支出	2,444,866	2,480,286	332,025	627,560	567,892	549,282	403,526
一般管理費支出	544,994	559,942	70,525	123,607	120,547	119,845	125,416
代位弁済による支出	1,899,692	1,890,089	248,505	499,461	444,473	423,781	273,866
その他の業務支出	180	30,254	12,994	4,491	2,871	5,655	4,242
投資活動による支出	1,806,208	11,432,326	1,848,370	1,572,729	1,838,052	4,073,721	2,099,453
有価証券取得による支出	1,800,000	1,333,839	337,370	299,732	296,771	199,966	200,000
その他の投資支出	6,208	10,098,487	1,511,000	1,272,997	1,541,281	3,873,755	1,899,453
財務活動による支出	150,000	30,000	20,000	10,000	—	—	—
短期借入返済による支出	150,000	30,000	20,000	10,000	—	—	—
次年度への繰越金	1,517,402	101,693	184,316	77,709	85,595	46,472	101,693
資金収入	5,918,476	14,044,306	2,384,712	2,287,999	2,491,540	4,669,476	2,604,672
業務活動による収入	2,879,588	1,531,393	315,585	278,903	370,830	301,514	264,559
投資活動による収入	—	10,273,951	1,748,165	1,412,780	1,541,000	3,780,366	1,791,640
財務活動による収入	1,958,000	2,138,000	220,000	412,000	502,000	502,000	502,000
前年度(前期)よりの繰越金	1,080,888	100,962	100,962	184,316	77,709	85,595	46,472

(注) 1. 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

2. 決算額の次年度への繰越金及び前年度(前期)よりの繰越金は、定期預金を除いている。

(定期預金の次年度への繰越金は、保証勘定：1,020,000千円、融資勘定：600,000千円、計：1,620,000千円)

別紙3

1. 第一期中期計画における予算及び決算 【融資勘定】

(単位：千円)

区 分	予算額	決算累計額	16事業年度	17事業年度	18事業年度	19事業年度	20事業年度
収入							
出資金	500,000	200,000	100,000	100,000	—	—	—
政府出資金	500,000	200,000	100,000	100,000	—	—	—
地方公共団体出資金	—	—	—	—	—	—	—
貸付回収金	11,794,471	10,002,413	1,285,687	2,262,044	2,134,267	2,174,497	2,145,916
借入金等	3,300,000	600,000	—	—	200,000	300,000	100,000
事業収入	1,173,187	875,474	123,148	205,900	198,085	179,148	169,191
事業外収入	4,182	4,275	205	246	184	1,926	1,711
その他の収入	0	3,102	—	—	—	—	3,310
計	16,771,841	11,685,264	1,509,041	2,568,191	2,532,537	2,655,571	2,420,130
支出							
貸付金	11,529,000	7,972,231	1,050,619	2,010,433	1,680,715	1,823,187	1,407,276
借入金償還	4,976,773	2,979,728	440,970	757,407	654,236	588,418	538,695
事業費	156,673	139,418	28,872	43,801	29,943	21,535	15,266
一般管理費	545,469	559,885	72,551	125,966	119,322	114,380	127,663
人件費	415,544	417,136	56,132	91,837	86,698	85,263	97,205
その他一般管理費	129,925	142,749	16,419	34,129	32,623	29,117	30,458
その他の支出	7,380	1,989	—	997	—	992	—
計	17,215,294	11,653,253	1,593,013	2,938,605	2,484,217	2,548,514	2,088,902

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

2. 第一期中期計画における収支計画及び実績

【融資勘定】

(単位：千円)

区 分	予算額	決算累計額	16事業年度	17事業年度	18事業年度	19事業年度	20事業年度
費用の部	900,386	866,695	122,060	183,640	182,929	154,587	223,476
経常費用	900,386	866,655	122,060	183,640	182,890	154,587	223,476
事業費	153,090	139,418	28,872	43,801	29,943	21,535	15,266
一般管理費	585,637	541,877	63,140	127,467	124,718	115,340	111,209
減価償却費	6,923	2,411	397	799	599	251	361
貸倒損失	154,557	—	—	—	—	—	—
引当金繰入	—	182,948	29,649	11,572	27,628	17,459	96,638
事業外費用	180	—	—	—	—	—	—
特別損失	—	39	—	—	39	—	—
収益の部	1,419,783	883,059	123,354	206,146	198,270	181,074	174,213
経常収益	1,419,783	879,749	123,354	206,146	198,270	181,074	170,903
事業収入	1,160,965	875,474	123,148	205,900	198,085	179,148	169,191
引当金戻入	254,636	—	—	—	—	—	—
事業外収益	4,182	4,275	205	246	184	1,926	1,711
特別利益	—	—	—	—	—	—	—
償却貸付金取立益	—	3,310	—	—	—	—	3,310
純利益	519,397	16,364	1,294	22,505	15,340	26,487	△ 49,263
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	—
総利益	519,397	16,364	1,294	22,505	15,340	26,487	△ 49,263

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3. 第一期中期計画における資金計画及び実績

【融資勘定】

(単位：千円)

区 分	予算額	決算累計額	16事業年度	17事業年度	18事業年度	19事業年度	20事業年度
資金支出	17,343,993	20,644,514	3,558,471	4,502,567	2,943,153	4,483,531	5,738,495
業務活動による支出	12,231,322	8,677,889	1,150,019	2,181,081	1,836,178	1,959,570	1,551,038
一般管理費支出	545,469	555,641	69,404	123,165	120,880	114,279	127,912
貸付金による支出	11,529,000	7,972,231	1,050,619	2,010,433	1,680,715	1,823,187	1,407,276
その他の業務支出	156,853	150,016	29,995	47,482	34,583	22,104	15,849
投資活動による支出	7,200	8,888,136	1,800,000	1,451,143	200,000	1,886,992	3,550,000
財務活動による支出	4,976,773	2,979,728	440,970	757,407	654,236	588,418	538,695
長期借入返済による支出	3,176,773	2,979,728	440,970	757,407	654,236	588,418	538,695
短期借入返済による支出	1,800,000	—	—	—	—	—	—
次年度への繰越金	128,699	98,761	167,481	112,934	252,738	48,549	98,761
資金収入	17,343,993	20,644,514	3,558,471	4,502,567	2,943,153	4,483,531	5,738,495
業務活動による収入	12,971,840	10,912,145	1,412,102	2,485,085	2,330,218	2,360,793	2,323,945
投資活動による収入	—	8,736,000	1,850,000	1,750,000	300,000	1,570,000	3,266,000
財務活動による収入	3,800,000	800,000	100,000	100,000	200,000	300,000	100,000
前年度(前期)よりの繰越金	572,153	196,369	196,369	167,481	112,934	252,738	48,549

(注) 1. 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

2. 決算額の次年度への繰越金及び前年度(前期)よりの繰越金は、定期預金を除いている。

(定期預金の次年度への繰越金は、保証勘定：1,020,000千円、融資勘定：600,000千円、計：1,620,000千円)